

白石市国土強靱化地域計画

令和3年3月 策定

令和5年3月 改訂

白 石 市

目次

第1章 本計画の位置づけ

1. 計画の策定趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	2
4. 本市の地域特性.....	2
(1) 気象.....	2
(2) 社会特性.....	3
5. 目指すべき将来の姿.....	4
6. 基本目標.....	4

第2章 脆弱性評価

1. 想定するリスク.....	5
(1) 地震.....	5
(2) 風水害.....	8
(3) 蔵王山の噴火.....	9
2. 事前に備えるべき目標.....	10
3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	10
4. 施策分野の設定.....	12
5. 脆弱性評価の実施.....	12
(1) プログラムの整理.....	12
(2) プログラムの評価.....	13
(3) 個別施策分野ごとの評価.....	13
(4) 脆弱性評価結果及び結果を踏まえた対応方策の整理.....	13

第3章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）への対応方策

1. 直接死を最大限防ぐ.....	14
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	17
3. 必要不可欠な行政機能は確保する.....	21
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	21
5. 経済活動を機能不全に陥らせない.....	22
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めると	

ともに、早期に復旧させる.....	23
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	24
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	26

第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

1. 対応方策の重点化.....	29
(1) 重点化の視点.....	29
(2) 重点化すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の選定.....	29
2. 計画の進捗管理.....	30
(1) 推進体制.....	30
(2) 進捗状況の把握.....	30
(3) 計画の見直し.....	30

〔別記1〕 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ.....	31
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	33
3. 必要不可欠な行政機能は確保する.....	36
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	36
5. 経済活動を機能不全に陥らせない.....	37
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる.....	38
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	38
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	39

〔別記2〕 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 個別施策分野.....	42
2. 横断的施策分野.....	45

〔別記3〕 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの主な事業

1. 直接死を最大限防ぐ.....	48
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	54
3. 必要不可欠な行政機能は確保する.....	60

4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する.....	60
5. 経済活動を機能不全に陥らせない.....	61
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めると ともに、早期に復旧させる.....	62
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	63
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	64

第1章 本計画の位置づけ

1. 計画の策定趣旨

国においては、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災の経験を教訓として、平成 25 (2013) 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を公布・施行し、同法第 10 条に基づき、平成 26 (2014) 年 6 月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。また、平成 30 (2018) 年 12 月には、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢等の変化を踏まえ、国土強靱化の更なる加速化・深化を目的とした基本計画の見直しを行うとともに、令和 2 (2020) 年 6 月には、PDCA サイクルの充実・強化を目的とした「国土強靱化年次計画 2020」を策定する等、政府一丸となった強靱な国づくりが進められています。

<基本計画における国土強靱化の基本目標>

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進する

また、宮城県においても、基本法第 4 条において、地方公共団体の責務として、「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」と規定されていることから、同法第 13 条に基づく「国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針」として、平成 29 (2017) 年 4 月に「宮城県国土強靱化地域計画」(以下「県計画」という。)が策定され、令和 3 (2021) 年度には同年度を始期とする第 2 期県計画が策定されます。

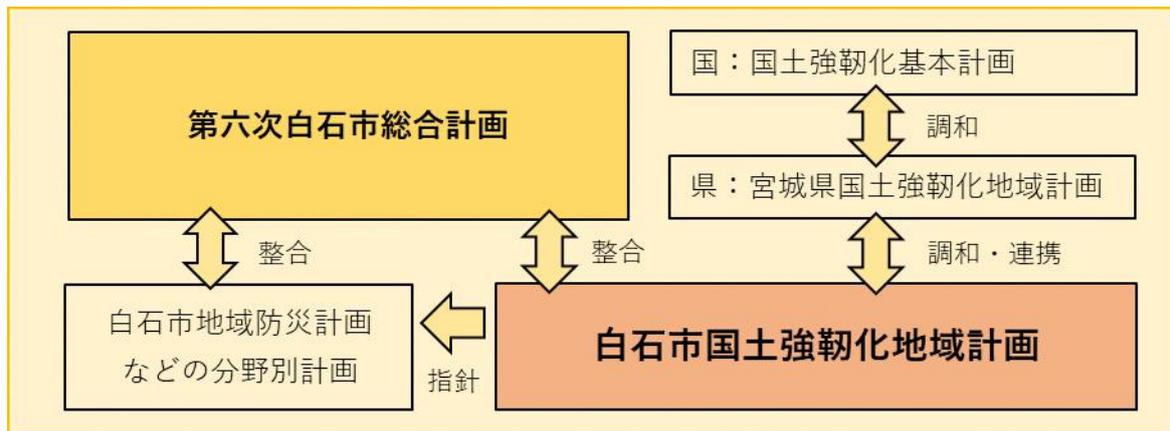
このような中、本市においても、東日本大震災や令和元 (2019) 年 10 月に発生した令和元年東日本台風により、大きな被害が発生する等、今後頻発する地震や気候変動による台風の大型化・暴風雨等、多岐にわたる大規模自然災害の発生のおそれが懸念される中、こうした災害がいつ何時起ころうとも、最悪な事態に陥ることのない「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていくことが必要です。

こうした趣旨を踏まえ、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が可能な都市を作り上げていくため、基本法第 13 条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針として「白石市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本計画及び県計画との調和・連携を図るとともに、「第六次白石市総合計画」との整合を図りつつ、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する各分野の計画等の指針となるものです。

■ 国土強靱化にかかる計画の体系



3. 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とする令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。ただし、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 本市の地域特性

本市は、宮城県の南端にあり、北西には雄大な自然景観をもつ国定公園蔵王連峰と東には阿武隈山系が連なる、南北に長い盆地のまちです。

市街地の北側を白石川が西から東に流れ、町中の隅々にまで先人たちが築き上げた掘割が巡り、豊かな水が町並みを作り上げています。

（1）気象

本市は、気候帯的（大局的）に見た場合には太平洋側に属し、一般的に温暖な気候といえることができますが、位置的には内陸であることから、夏は湿度が高く暑さが厳しく、冬は乾燥し、季節風が強く体感温度が厳しい寒さとなります。

仙台管区気象台データによると、5年間の本市の年平均気温は12℃で、日最高平均気温は17℃、日最低平均気温は8℃です。年間降水量は、1,300mm前後で、日最大は342mmとなっています。

■白石市の気温、降水量

		H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)
気温：℃	年平均	12.6	12.5	11.7	12.4	12.3
	平均最高	17.4	17.4	16.5	17.5	17.4
	平均最低	8.1	8.0	7.3	7.8	7.5
	日最高	35.8	34.0	33.3	35.6	34.7
	日最低	-6.9	-7.0	-10.6	-8.3	-8.7
降水量：mm	年平均	1,341.5	1,359.5	1,445.0	1,105.0	1,588.5
	日最大	142.0	122.5	99.5	55.5	342.0

(資料：令和元年版白石市統計書 仙台管区気象台による)

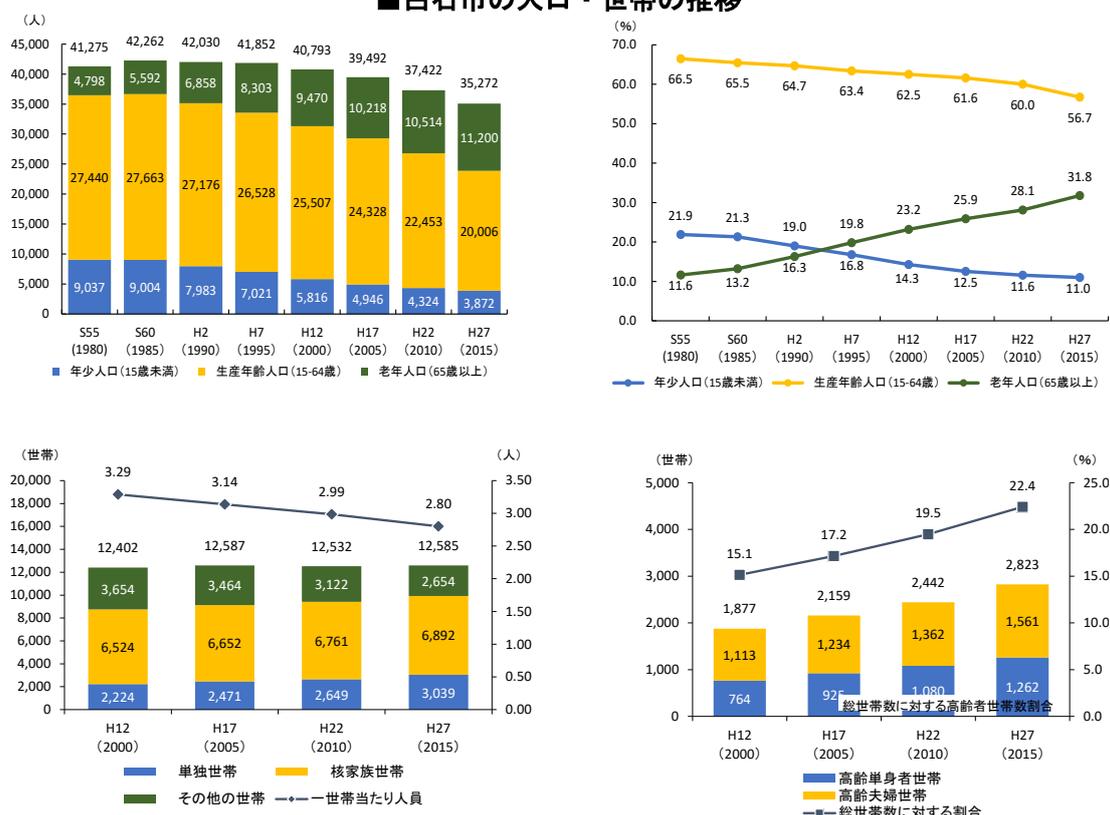
(2) 社会特性

① 人口・世帯

本市の総人口は、昭和 60 (1985) 年から減少傾向となり、平成 27 (2015) 年には 35,272 人となっています。年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加し続けており、約 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっています。

本市の世帯数は、平成 12 (2000) 年以降、12,500 世帯前後で推移しています。世帯構成をみると、単独世帯及び核家族世帯が増加しています。特に高齢者のひとり暮らし、高齢夫婦世帯が大きく増加しており、総世帯の 2 割以上が高齢者のみの世帯となっています。

■白石市の人口・世帯の推移



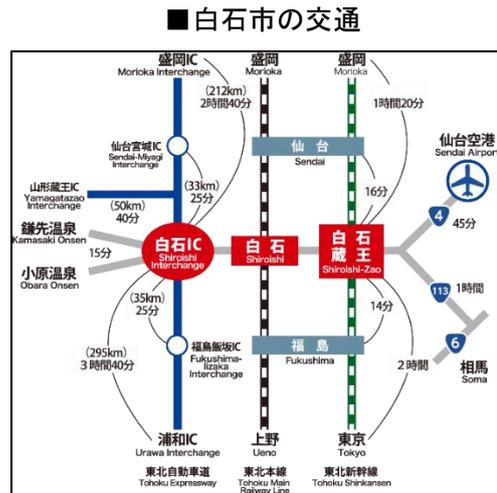
(出典：総務省「国勢調査」)

② 交通

本市には、南北に東北新幹線と東北自動車道が走り、市内にはそれぞれ白石蔵王駅、白石インターチェンジが設置されています。

東京駅から白石蔵王駅まで東北新幹線で約2時間という好アクセスにより、宮城蔵王の玄関口となっています。

また、仙台市と福島市のほぼ中央に位置し、どちらからも新幹線で約15分、高速道路で約25分という好アクセスに加え、仙台空港へのアクセスもしやすい交通の要衝となっています。



(出典：「第六次白石市総合計画」)

5. 目指すべき将来の姿

本市は、東日本大震災、令和元年東日本台風により、甚大な被害を受けました。これらの経験を踏まえ、さらに今後も頻発する地震や気候変動に伴う豪雨等の大規模自然災害の発生が懸念されていることから、市民一人ひとりが防災意識の向上を図り、市民、地域、企業、防災関係団体等が連携した地域防災力の強化に努め、安全・安心なまちづくりを推進していくこととします。

目指すべき将来の姿：

**「人と地域が輝き、ともに新しい価値を創造するまち しろいし」
を実現する 防災・減災対策の充実・推進**

6. 基本目標

基本目標は、本市の国土強靱化を推進するうえで最も重要な基本的な方向を示すものとして、基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針等を踏まえ、次の4つを設定します。

- いかなる災害等が発生しようとも、
- ① 人命の保護が最大限図られること
 - ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
 - ④ 迅速な復旧復興を図ること

第2章 脆弱性評価

脆弱性評価は、本市の国土強靱化を図るうえで、リスクと考えられる各種自然災害を念頭に、事前に備えておくべき目標や絶対に起きてはならない最悪の事態を想定し、現在の本市に足りない判断されるもの（脆弱と判断されるもの）を把握します。

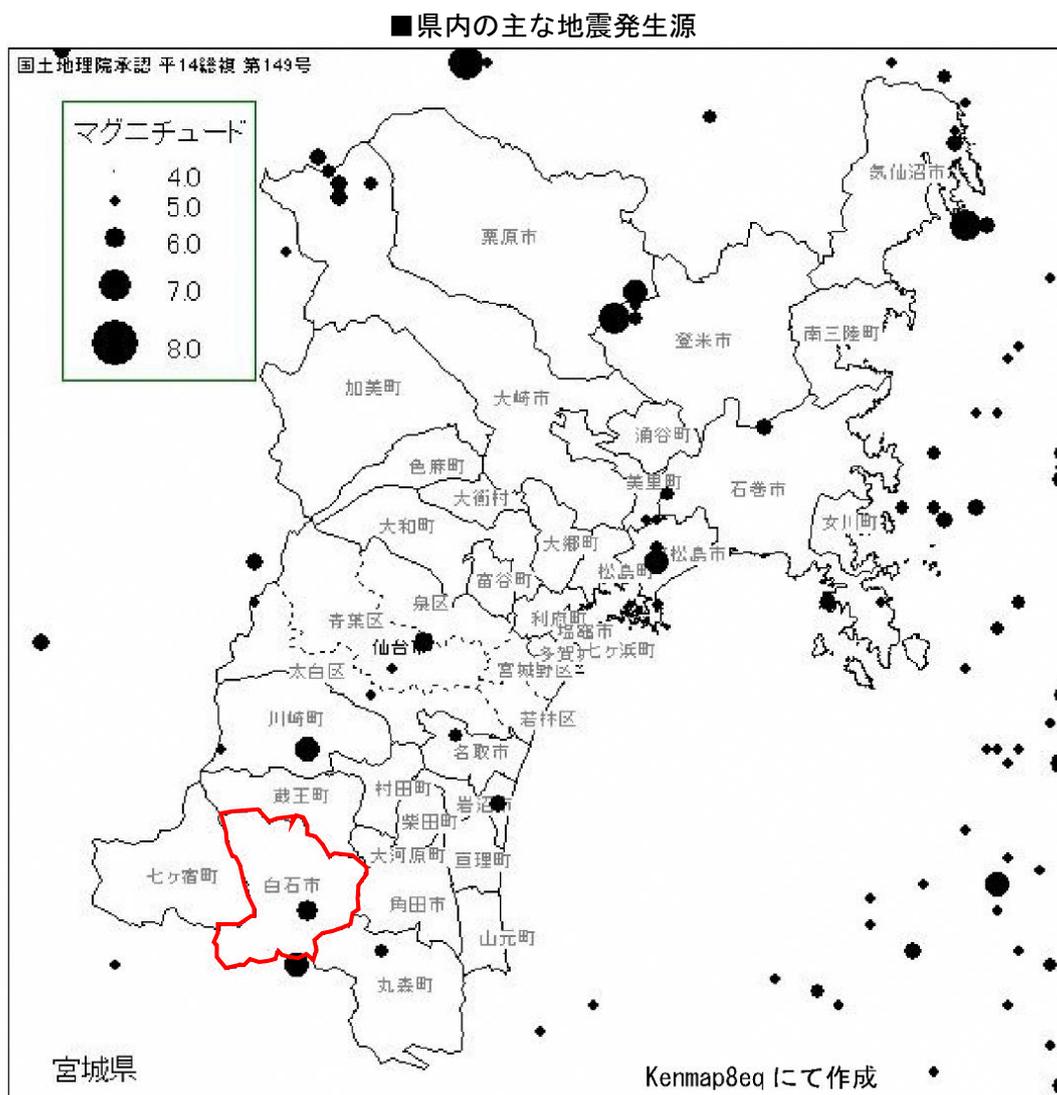
1. 想定するリスク

本計画において想定するリスクは、基本計画や県計画を踏まえ、地震、豪雨や台風等の風水害、竜巻、土砂災害等、大規模自然災害全般を想定します。

(1) 地震

① 過去に発生した県内を震源地とする地震

宮城県及び周辺を震源とする過去の地震の発生状況は、下図に示すとおりであり、本市にも、震源地を有するマグニチュード6～7程度の地震の発生が見られます。



(出典：「宮城県耐震改修促進計画」平成28年改訂)

② 宮城県で想定される地震

「第三次宮城県地震想定被害調査」(平成16(2004)年3月 宮城県防災会議地震対策専門部会)では、宮城県沖地震(単独・連動)と長町一利府線断層帯地震の3地震による想定被害が予測されています。

これらの地震のうちマグニチュードが最も大きいのは宮城県沖地震(連動)でマグニチュード8.0と予測されていますが、県内の被害が最も大きいのは、長町一利府線断層帯地震で、建物全壊が15,251棟、死者数620人となっています。

本市に関する被害は、いずれの地震に関しても比較的少なく、最も被害の大きい宮城県沖地震(単独)で、建物全壊1棟(宮城県沖単独型)、死者0人と予測されていますが、市街地では5強の震度が予測されており、半壊建物や避難者や負傷者の発生が予測されています。

■ 3 地震の被害想定調査結果

想定地震		①宮城県沖地震(単独) (海洋型)	②宮城県沖地震(連動) (海洋型)	③長町一利府線断層帯 の地震(内陸直下)	
項目					
モーメント・マグニチュード(Mw)		7.6	8.0	7.1	
予想震度		県北部の矢本町から中田町にかけての地域、小牛田町周辺、仙台市東南で震度6強、これらの周辺で震度6弱となり、県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。	県北部の鳴瀬町から桃生町にかけての地域、小牛田町から南方町にかけての地域で震度6強、これらの周辺で震度6弱となり、県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。	仙台市の青葉区および泉区の東部で震度6強、その周辺で震度6弱となっている。仙台市の東部を中心に影響を及ぼすと予想される。	
液状化危険度		県北部および仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。	単独地震と同様に、県北部および仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。	仙台市東部および大郷町の平地で液状化危険度が高いところが分布している。	
主な 想定 被害 の 結果	建築物	全壊・大破棟数	5,496 棟	7,595 棟	15,251 棟
		半壊・中破棟数	38,701 棟	50,896 棟	40,537 棟
	火災	炎上出火数	122 棟	158 棟	199 棟
		うち 延焼出火数	71 棟	95 棟	119 棟
		焼失棟数	2,482 棟	2,874 棟	4,509 棟
	人的	死者数	96 人	164 人	620 人
		負傷者数	4,014 人	6,170 人	11,003 人
		うち 重傷者数	468 人	658 人	983 人
		要救出者数	366 人	663 人	5,038 人
		短期避難者数	90,335 人	122,174 人	173,239 人
うち 長期避難者数	13,010 人	16,669 人	41,066 人		

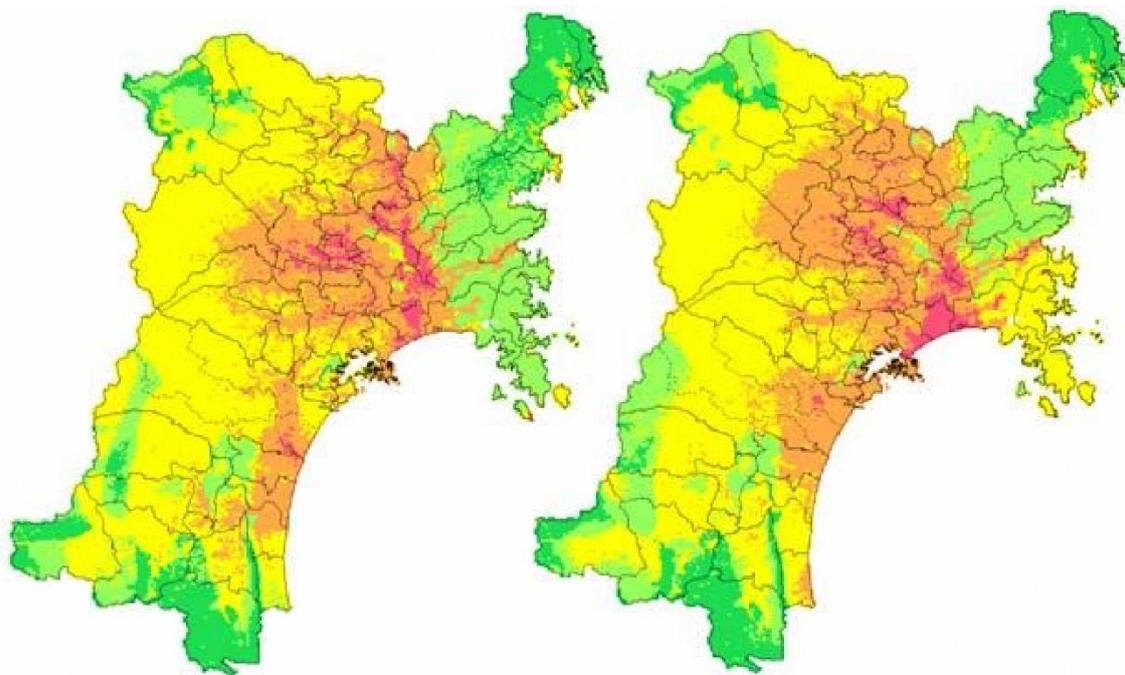
(注) 被害の数字は冬の夕方(18時頃)に地震が発生し、風向が西北西、風速が6m/秒のケースである。

(出典:「第三次宮城県地震想定被害調査」平成16年3月宮城県防災会議地震対策専門部会)

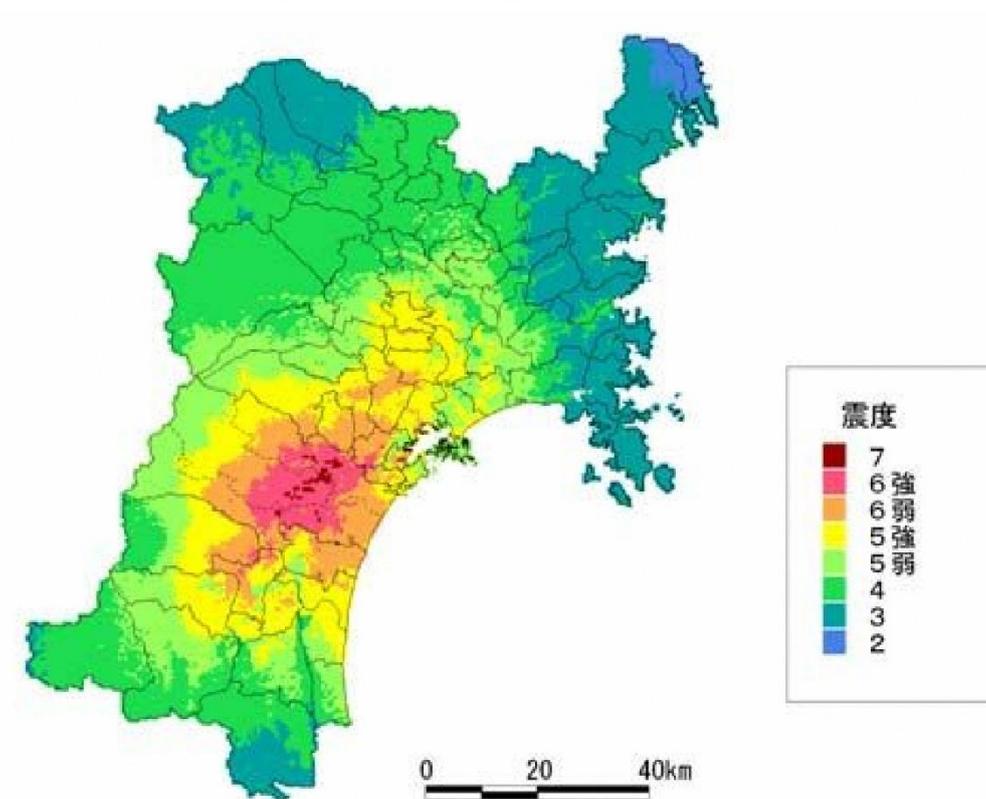
■ 3 地震の被害想定調査結果

①宮城県沖地震（単独）（海洋型）

②宮城県沖地震（連動）（海洋型）



③長町—利府線断層帯の地震（内陸直下）



(出典：「第三次宮城県地震想定被害調査」平成16年3月宮城県防災会議地震対策専門部会)

(2) 風水害

本市で想定される洪水は、宮城県が作成した阿武隈川水系白石川・荒川・斎川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)等を反映した「白石市ハザードマップ」によりますと、市街地を流れる白石川と斎川の氾濫による浸水と内水による浸水及びため池に被害があった場合による浸水が想定されています。

白石川と斎川による浸水区域は、中心市街地に広がっており、最深3.0m～5.0m未満で、多くの建物の浸水被害が想定されています。

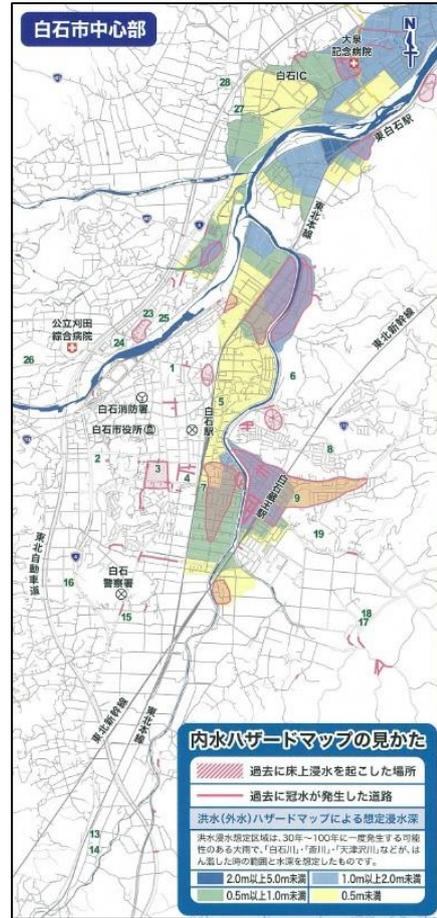
また、ため池による浸水区域は、ため池がある下流域を中心とした浸水被害が想定されています。

■白石市ハザードマップ



内水による浸水は、過去に発生した床上浸水や冠水した道路等の実績に基づき想定されています。

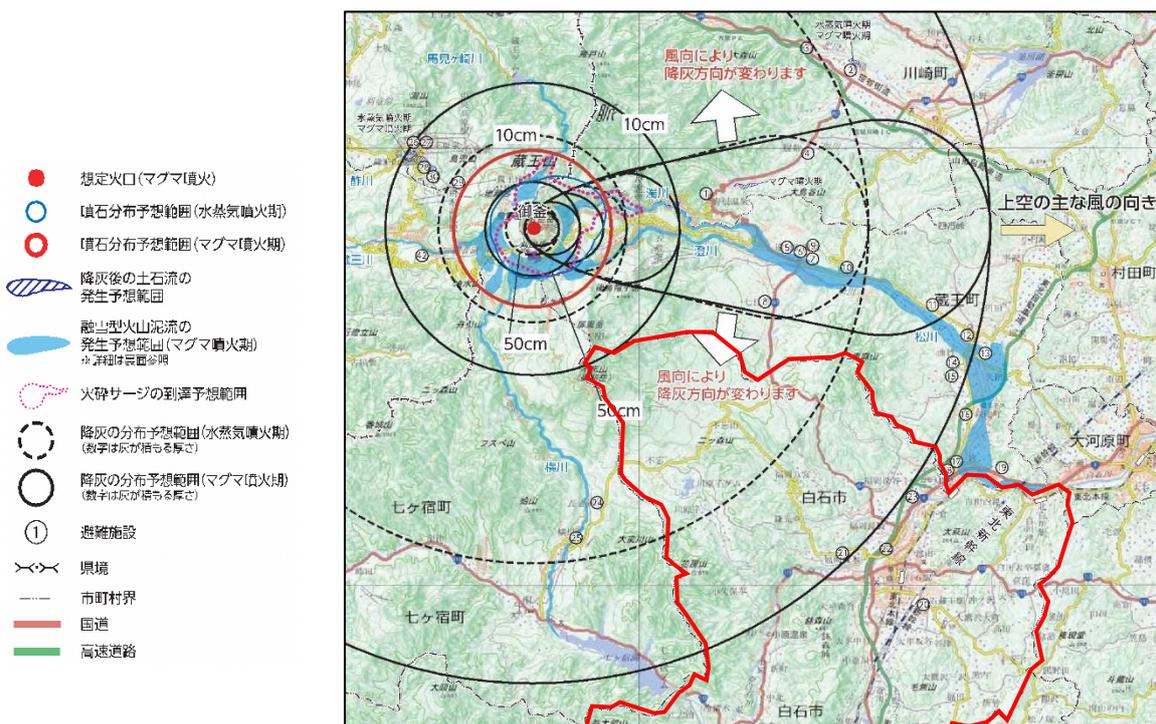
■内水ハザードマップ
(中心市街地部)



(3) 蔵王山の噴火

蔵王山が噴火した場合における噴石による直接的な影響は少ないものの、降灰は噴火時の風向により、市街地周辺で約1cmと想定されています。

■蔵王山火山防災マップ



2. 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標とは、前項に掲げた本市で想定される災害に対応するあらゆるリスクを見据えつつ、何が起ころうとも最悪な事態に陥る事態が避けられるような強靱な国土をつくり上げていく上で、事前に備えるべき具体的な目標として示すものです。

基本計画や県計画を踏まえつつ、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

《基本目標》

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

《事前に備えるべき目標》

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

ここでは、基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、本市でのあらゆる大規模自然災害等を想定しながら、最悪の事態に陥らないための事前に取り組むべき施策を考えるための項目を洗い出します。

基本法では、脆弱性評価について、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされています。

本計画では、この規定に準拠したうえで、基本計画及び県計画が設定している「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を踏まえつつ、本市の地域特性や想定するリスクを勘案し、事前に備えるべき8つの目標と、25の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

■ 本市における大規模自然災害時での起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下(サプライチェーン寸断等による地元企業の生産力低下)
		5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所・送配電設備)・石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道・汚水処理施設等の長期間にわたる供給及び機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

4. 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に合わせ、基本法第9条に規定された脆弱性評価を行なうために必要な施策分野として、次の7つの個別施策分野と2つの横断的施策分野を設定します。

【個別施策分野】	【横断的施策分野】
(1)行政機能 (2)住宅・都市・土地利用 (3)保健医療・福祉 (4)産業・農林業 (5)交通・物流・情報通信 (6)国土保全・環境 (7)教育・文化	(1)老朽化対策 (2)リスクコミュニケーション

5. 脆弱性評価の実施

脆弱性の評価にあたっては、リスクシナリオを横軸に、各施策分野を縦軸としたマトリクスを用いて行います。

なお、脆弱性評価は、リスクシナリオごとに整理するとともに、施策分野ごとについても整理を行うものとします。また、脆弱性評価にあたっては、単に施策・事業の展開数のみを評価するのではなく、当該施策・事業の防災・減災対策に資する効果についても評価を行います。

(1) プログラムの整理

はじめに、現在、本市で取り組んでいる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策（事業）群を「プログラム」として整理します。

■ 「リスクシナリオ」と「プログラム」の関係（例）

リスクシナリオ	個別施策分野				
	保健医療・福祉	行政機能	教育・文化	国土保全・環境	・・・
住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	公共的福祉施設の防災機能の強化	本庁舎等の防災拠点機能の強化・耐震化	教育施設の耐震化・不燃化等		
医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	避難所での衛生管理	避難所運営体制の推進		良好な避難生活管渠の維持・形成	
防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		多様な通信手段の確保			
：	プログラム 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策群				
：					

(2) プログラムの評価

次に、各プログラムを構成する個別の施策（事業）ごとの課題や進捗状況を把握し、施策（事業）によって「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避が可能であるかを検討します。不可能である場合には、何が足りないかということ、『脆弱性』として評価し、その結果を、プログラムごとに取りまとめます。

(3) 個別施策分野ごとの評価

個別施策分野ごとに取り組むべき課題を明らかにするため、評価結果を個別施策分野ごとに整理します。

■ 脆弱性評価・分析の方法（例）

リスクシナリオ	個別施策分野					プログラムの評価（脆弱性を評価）
	保健医療・福祉	行政機能	教育・文化	国土保全・環境	・	
住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	公共的福祉施設	本庁舎の防災	教育施設の耐震			プログラムの評価（脆弱性を評価）
医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	避難所での衛生管理	の推進	化・不			
防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		多様な通信手段の確保				
・						
	個別施策分野ごとの評価（整理）					

(4) 脆弱性評価結果及び結果を踏まえた対応方策の整理

以上の脆弱性評価の実施により行ったプログラムの評価（脆弱性を評価）及び個別施策分野ごとの評価（整理）結果は、〔別記1〕起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果及び〔別記2〕施策分野ごとの脆弱性評価結果として整理しました。

第3章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）への対応方策

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮しつつ、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、対応方策として次に整理しました。また、これらの対応策の目標とする進捗度を、可能な限り定量的に示すため、重要業績評価指標（KPI）を設定しました。

なお、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの主な事業を[別記3]に記載しています。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（公共施設の耐震化）

不特定多数の人々が集まる公共施設は、それ本来の機能保全を図ることを目的に管理・運営を実施するとともに、災害時におけるこれらの公共施設の倒壊や破損は、多数の死傷者を発生する恐れがあり、また災害発生後に避難所や災害対策の拠点施設として利用されることから、安全・安心に利用できるよう、効率的・計画的な施設の維持管理に努めます。

（住宅・民間建築物の耐震化）

住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、住宅及び民間建築物の所有者等に対し、災害に対する啓発及び情報提供等を行い、住宅・民間建築物の耐震化を促進します。

今後、増加が予想される空家は、放置されることで、防災、防犯、環境、景観の阻害等、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがあることから、「白石市空家等対策計画」に基づき、適正管理・予防・活用に向けた取り組みを進めます。

また、地震時に倒壊が想定されるブロック塀等の危険な組積造構造物に対し、所有者等に対しての注意喚起や除却に向けた支援等の取り組みを進めます。

（消防体制の強化）

地域における消防防災の要である消防団が災害時に対応できるよう、その拠点となる消防ポンプ積載車庫の整備を行うとともに、消防団の災害対応力向上のため、研修・訓練、消防ポンプ積載車・消防ポンプ・各種資機材の計画的更新、消防団員の確保に努め、消防団活動の充実を図ります。

（防災・危機管理体制の強化）

各地域に組織されている自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域の防災体制づくりを促進します。

地域住民、指定避難所となる施設職員、防災関係機関等と市職員が連携した総合防災訓練等を実施することで、迅速かつ的確な避難行動と相互協力体制の確立、地域住民の防災意識

の高揚と防災技術の習得を図ります。

姉妹都市である北海道登別市、神奈川県海老名市等、各自治体との災害時における相互応援協定や民間企業との物資等の供給に関する広域的な応援協定等の締結を活かした避難者への支援体制の構築を図り、防災力の強化に努めます。

市役所や行政機関が被災した場合、人、物、情報等を利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）の特定、業務の執行体制や対応手順に関するマニュアルの習熟や定期的な見直しを進めます。

（市街地の防災機能の強化）

災害時、避難場所となる公園は、平常時の利用に加えて、防災、景観形成等多面的な機能を有していることから、安全・安心に利用できるよう維持管理を行っていきます。

また、道路は、災害時にも安心して通行できる強靱な道路整備を計画的に実施します。

（防災拠点機能の強化）

公共施設は、災害発生時避難所や災害対策の拠点施設として利用されることから、安全な施設の整備を行い、様々な災害に備えた設備の充実を図ります。

体育館等の大規模屋内施設等は、災害時に物資の集積や避難所等として活用される防災拠点施設として、耐震化や機能の充実を図ります。

【重要業績評価指標】

指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
都市公園施設の整備	1箇所	35箇所
都市公園施設のバリアフリー化	3箇所	35箇所
木造住宅耐震化率	68%	95%
自主防災組織補助金交付事業利用団体数	60団体	65団体
総合防災訓練参加者	3,687人	4,200人
空家等の利活用数（累計）	0件	7件

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（消防体制の強化）

地域における消防防災の要である消防団が災害時に対応できるよう、その拠点となる消防ポンプ積載車庫の整備を行うとともに、消防団の災害対応力向上のため研修・訓練、消防ポンプ積載車・消防ポンプ・各種資機材の計画的更新、消防団員の確保に努め、消防団活動の充実を図ります。

また、各地域に組織されている自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域防災力の強化を図ります。

（火災予防対策の推進）

火災発生時において、地域住民の共同による初期消火活動や被災者救助のため、総合防災訓練等を通し、迅速かつ的確な避難行動と相互協力体制の確立、地域住民の防災意識の高揚

と防災技術の習得を図り、様々な想定のもとで実践的な訓練を実施し、市民の火災対応力の向上を図ります。

また、市役所等の行政機関が被災した場合、人、物、情報等を利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定し、業務の執行体制や対応手順について庁内で、あらかじめ周知、習熟を図ります。

（防災拠点機能の強化）

大規模火災発生時に、災害対応の中心となる防災センターや本庁舎等の公共施設の罹災や災害対応力の低下、避難所となる大規模屋内空間を有する公共施設等の焼失等を回避するため、耐火性能の向上や消火機能の向上を図ることにより、防災拠点としての機能強化を図ります。

（延焼遮断のための公園・緑地の確保）

市街地での火災の延焼防止機能を有する公園緑地の整備・充実を図ります。

【重要業績評価指標】

指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
都市公園施設の整備	1箇所	35箇所
都市公園施設のバリアフリー化	3箇所	35箇所
自主防災組織補助金交付事業利用団体数	60団体	65団体
総合防災訓練参加者	3,687人	4,200人
空家等の利活用戶数（累計）	0件	7件

1-3 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（総合的な浸水対策の推進）

浸水被害を軽減するため、河川の改修、ダム・ため池の崩壊防止、水田の流出抑制機能の維持・保全を図るとともに、排水不良箇所の解消を図ります。

（水防体制の充実）

浸水被害における救助活動、搬送等に必要な人員の確保、消防ポンプ積載車・消防ポンプ・各種水防資機材等の充実を図ります。

（地域防災力の向上）

白石市ハザードマップの配布及び定期的な更新を進めるとともに、総合防災訓練等を通し、水防知識の普及、水害対応力の向上等を図ります。

大雨等による危険が迫った場合、適切な避難行動がとれるよう、市民に対する正確な情報伝達を行い、浸水前の早期避難や避難所を開設した場合等においては、「自分たちのまちは自分たちで守る」助け合いによる地域の防災体制づくりを推進します。

（応援体制の整備）

大規模な水害発生に対し、平常時から広域的な応援協力体制の協定締結を進めます。

（水害警戒避難体制の整備）

平常時から避難先の周知や避難所の安全性確保を図ります。

【重要業績評価指標】		
指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
自主防災組織補助金交付事業利用団体数	60 団体	65 団体
総合防災訓練参加者	3,687 人	4,200 人

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（土砂災害等の対策の推進）

宅地や道路等に面する急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所について急傾斜地崩壊対策事業の推進を図ります。

また、蔵王山噴火による降灰への対応については、降灰計画に基づき、降灰の撤去を実施します。

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

（大雪時の除雪、路面凍結防止の推進）

豪雪による市街地や集落の孤立を防止するため、道路除雪車両等の機器の整備・更新や除雪人員の確保、道路凍結防止剤の備蓄等を推進します。

また、豪雪時の雪崩の発生による河川の分断による水の氾濫や道路の分断等を早期に解除するための機器の整備を推進します。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（避難所等での食料・物資の適切な備蓄と情報把握）

避難所等での食料・飲料水、衛生対策用品等の備蓄を行います。

また、各避難所での的確な収容人員や傷病者等の収容者情報を把握し、避難所へ食料・物資が確実に配布されるよう、伝達できる体制の構築を図ります。

（物資、エネルギー等の確保）

本市では、東日本大震災時の避難者数等を考慮し、非常用物資等の備蓄を行っておりますが、地域住民等に対し大規模自然災害が発生した場合に備え3日以上の水、食料等の備蓄をお願いしています。また、事業者等と連携し、災害発生時における物資や燃料等の確保を図るため協定締結等を推進していきます。

なお、エネルギーについては、日常的に再生エネルギー等の確保事業を推進し、災害時の代替エネルギーの確保に努めます。

（ライフラインの強化）

大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、管路の耐震化・更新、ポンプ場の電気・機械設備等の計画的な更新に努めます。

（外部支援の受入れ体制の強化）

災害救援活動を行っている外部組織と平時での連携を強化し、円滑な援助や物資の提供を受けられる体制を構築するとともに、受入れ場所の確保を図ります。

【重要業績評価指標】

指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
都市公園施設の整備	1箇所	35箇所
備蓄品倉庫設置数	0棟	22棟
水（500ml ペットボトル）備蓄数	18,000本	18,000本以上
食料（アルファ米）備蓄数	9,000食	9,000食以上
都市計画道路整備率	58.8%	59.73%

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（消防団の強化）

地域における消防防災の要である消防団が災害時に対応できるよう、その拠点となる消防ポンプ積載車庫や消防ポンプ積載車・消防ポンプ等、各種資機材の整備充実を図ります。

（地域防災力の向上等の取り組み推進）

大規模自然災害時、市役所等の行政機関が被災等により十分に対応できない場合、地域住民が一丸となって災害時に対応ができるよう、地域と連携した総合防災訓練等、自主防災組織等の充実強化に努め、自助・共助・公助の基本的な考え方を共有し、地域防災力の強化を図ります。

（相互応援体制の整備）

大規模自然災害時、県内外からの支援に対し円滑な対応を行うため、災害時受援計画の策定を検討し、必要に応じて訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化します。

【重要業績評価指標】

指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
自主防災組織補助金交付事業利用団体数	60団体	65団体
総合防災訓練参加者	3,687人	4,200人

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

（帰宅困難者対策の推進）

東日本大震災時の避難者数等を考慮した帰宅困難者を含めた非常用物資等の備蓄を推進するとともに、公共交通運行事業者との連携により、交通手段の復旧情報の収集・伝達ができる体制づくりを進めます。

また、指定避難所となる施設や公共交通機関等と連携し、一時滞在等ができる場所等を確保する協力体制を整備します。

【重要業績評価指標】

指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
パーテーション備蓄	0張	1,620張
段ボールベッド備蓄	0個	400個
備蓄品倉庫設置数	0棟	22棟
水（500ml ペットボトル）備蓄数	18,000本	18,000本以上
食料（アルファ米）備蓄数	9,000食	9,000食以上

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（災害時医療連携の推進）

平常時から、白石市医師会をはじめとする医療機関等との連携を図り、大規模自然災害発生時の迅速な対応に備えるとともに、姉妹都市や県内市町村等と連携し、被災者への支援体制の構築を図ります。

また、市役所等の行政機関が被災した場合に備え、人、物、情報等を利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定し、業務の執行体制や対応手順について検討を進めます。

（医療支援ルート途絶を回避するための対策）

医療物資運搬や緊急車両の活動を視野に入れた、主要道路網の整備・強化や橋梁の補強等、道路環境の整備を推進します。

（医療関連エネルギーの供給体制の構築）

大規模自然災害による長期の電力供給停止に対応するため、医療機関等への石油等の優先的供給に関するエネルギー供給事業者との業務協定や備蓄協定の締結等の燃料等確保対策を推進します。

【重要業績評価指標】

指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
都市計画道路整備率	58.8%	59.73%

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（感染症等予防対策）

被災地での疫病や感染症等の大規模発生を抑制するために、平常時から感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種の促進を図るとともに、災害廃棄物の早期処理体制の構築等、良好な被災地環境の創出に努めます。

【重要業績評価指標】

指標 (KPI)	現況値 (R2年度)	目標値 (R7年度)
災害廃棄物仮置き場の確保	2箇所	4箇所
災害廃棄物処理計画の策定	0%	100%

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（良好な避難生活環境の維持・形成）

避難所での衛生環境を保つため、衛生対策用品等の計画的な備蓄・整備を図ります。また、「災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の構築を図ります。

上下水道施設については、破損・停電等による供給停止が引き起こす被災地環境の悪化を防止するため、平常時からこれら施設の耐震化や老朽化施設の更新、応急復旧対策を進めていきます。

（避難所での衛生管理）

避難所等では、備蓄品の不足により避難所生活の衛生環境の悪化を招くことのないよう、備蓄倉庫の整備や定期的な備蓄品の確保を図ります。

公共施設は、その本来の機能の維持・活用・保全を図ることを目的に管理・運営を実施するとともに、災害時における避難所として利用されることも多いことから、非常用電源の設置や非常用トイレの備蓄等を推進します。

（避難所運営体制の推進）

避難所運営は、避難者による自主運営を原則とするため、自主防災組織や自治会等から構成される避難所運営委員会の設立を推進するとともに、総合防災訓練等を通し平時からの運営訓練等を実施します。

【重要業績評価指標】

指標 (KPI)	現況値 (R2年度)	目標値 (R7年度)
総合防災訓練参加者	3,687人	4,200人
パーティション備蓄	0張	1,620張
段ボールベッド備蓄	0個	400個
備蓄品倉庫設置数	0棟	22棟
水 (500ml ペットボトル) 備蓄数	18,000本	18,000本以上
食料 (アルファ米) 備蓄数	9,000食	9,000食以上
水道管路の更新率	3.3%	5.0%

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（本庁舎等の災害対策の推進）

大規模自然災害等により本庁舎等の公共施設が使用不能になる事態を避けるため、耐震化や老朽化対策等を実施するとともに、非常時に備えて非常用エネルギーの備蓄や代替エネルギーへの転換等を促進します。

また、避難所や他行政機関等との通信が可能な非常用通信機能の確保等により、災害対応能力の向上を図ります。

（庁内の災害対応体制の推進）

地域防災計画や災害時初動マニュアルをはじめとする各種危機管理マニュアル、業務継続計画（BCP）の整備・充実を図り、非常時に迅速な対応ができるよう防災対応力の向上を図るための職員研修・訓練の実施、庁内の防災機器の整備等により、防災体制の充実を図ります。

（相互応援体制の整備）

災害発生時に相互応援体制が迅速に実施できるよう、平常時から周辺市町村や防災関係機関等との連携強化を図ります。

（市役所の感染症対策）

市内での感染症発生により市役所業務が停止する等の事態が起こらないように、市役所業務の縮小や停止に関する事前の計画を策定する等の対応策を実施します。

【重要業績評価指標】

指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
総合防災訓練参加者	3,687人	4,200人

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

（多様な通信手段の確保）

災害時に、避難所や他行政機関等との通信不能の事態にならないように、非常用通信機器の整備やメール、SNS、Wi-Fi等多様な通信手段や機器の整備、活用を図ります。

（市民との通信手段の確保）

情報連絡体制の多重化により、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図り、市民と一体となった情報伝達手段の確保に努めます。

（関係機関等との連携）

市及び県等の防災関係機関との連携を図るとともに、市内事業者等と非常時の迅速な対応が可能な日常的な連携体制を構築します。

【重要業績評価指標】		
指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
LINE、Facebookの友達フォロワー数	2,171件	6,800件
ホームページの閲覧数	639,171件	719,000件
自主防災組織補助金交付事業利用団体数	60団体	65団体
総合防災訓練参加者	3,687人	4,200人

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下（サプライチェーン寸断等による地元企業が生産力低下）

（事業者における業務継続計画（BCP）の促進）

市内事業者の事業所がサプライチェーンの寸断等により、事業継続が困難な状況に陥った場合、重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定や、一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを支援します。

（道路の防災機能の確保）

道路沿道建物等の倒壊や道路の崩壊・浸水等による道路網の遮断で、道路ネットワークが機能停止となる事態を回避するため道路の防災・減災対策を進め、様々なリスクに対応する強靱で安全・安心な道路整備を計画的に実施します。

【重要業績評価指標】		
指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
都市計画道路整備率	58.8%	59.7%
都市計画道路の見直し進捗率	83.0%	100.0%

5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（道路ネットワークの整備・維持・管理）

市街地、農山村部、広域における道路の被災により、道路ネットワークが機能停止することのないよう、代替道路を含めた市街地内道路、農山村地域内道路等の整備・維持・管理を実施します。

（道路の防災機能の確保）

道路沿道建物等の倒壊や道路の崩壊・浸水等による道路網の遮断で、道路ネットワークが機能停止となる事態を回避するため道路の防災・減災対策を進め、様々なリスクに対応する強靱で安全・安心な道路整備を計画的に実施します。

（公共交通等事業者との連携）

公共交通運行事業者との連携により、公共交通手段の復旧情報の収集・伝達ができる体制づくりを進めます。

【重要業績評価指標】		
指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
都市計画道路整備率	58.8%	59.7%
都市計画道路の見直し進捗率	83.0%	100.0%

5-3 食料等の安定供給の停滞

（自助・共助による備蓄の促進）

地域住民等に対し3日分以上の水、食料等の備蓄に努めてもらうよう、広報しろいし等による啓発や自主防災組織等防災関係団体と連携し、備蓄の促進を図ります。

（物資備蓄の強化）

本市では東日本大震災時の避難者数等を考慮した非常用物資等の備蓄を目指すとともに、災害のあらゆる分野における協定の締結を推進し、物資の備蓄体制を構築します。

（農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

農作物生産施設の整備や農道整備等必要な基盤整備を推進します。

（道路の防災機能の確保）

道路沿道建物等の倒壊や道路の崩壊・浸水等による道路網の遮断で、道路ネットワークが機能停止となる事態を回避するため道路の防災・減災対策を進め、様々なリスクに対応する強靱で安全・安心な道路整備を計画的に実施します。

【重要業績評価指標】		
指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
都市計画道路整備率	58.8%	59.7%
都市計画道路の見直し進捗率	83.0%	100.0%
備蓄品倉庫設置数	0棟	22棟
水（500ml ペットボトル）備蓄数	18,000本	18,000本以上
食料（アルファ米）備蓄数	9,000食	9,000食以上

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）・石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（災害時の燃料等確保）

災害時に石油等の燃料が迅速かつ円滑に供給協力が得られるよう、宮城県との連携を図るとともに、市内のエネルギー供給事業者との協力要請や実効性の強化を図ります。

（再生可能エネルギー等の導入促進）

停電時の代替エネルギーとして活用を図れるよう、太陽光発電蓄電池整備等を推進します。

6-2 上水道・汚水処理施設等の長期間にわたる供給及び機能停止

（上下水道施設の耐震化及び長寿命化）

大規模自然災害時であっても、必要最小限の飲料水の供給が可能となるよう、水道管路の耐震化及び長寿命化を進めるとともに、ポンプ場の電気・機械設備等の計画的な更新を進めます。

また、公衆衛生と公共用水域の水質維持をおこなうため、主要な下水道管渠や処理場・ポンプ場の耐震化や長寿命化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能の確保を図ります。

（迅速な復旧体制の構築）

上下水道の被災に対しては、迅速な復旧を図るため、平常時から計画的な応急復旧資材の確保等に努めます。

【重要業績評価指標】

指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
水道管路耐震化率	8.6%	10.0%
配水池耐震化率	77.7%	80.0%以上
水道管路の更新率	3.3%	5.0%

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

（ダム、ため池の維持・改修・整備）

洪水調整機能や貯水機能等の多面的機能を有するダムの老朽化対策、堆積土砂撤去等の維持・管理を行うとともに、農業用ため池の適正な維持管理やため池ハザードマップによる危機管理に加え、老朽化しているため池の長寿命化等により、災害発生の抑止を図ります。

（火山降灰対策）

蔵王山噴火による降灰の速やかな撤去と灰置き場の確保等の体制を確立します。

（農林業施設等の機能維持対策等）

農作物生産施設や農道・林道の機能維持に必要な基盤整備を推進します。

7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（耕作放棄地の発生抑止）

農業地域の人口減少や高齢化、後継者不足等により、発生する耕作放棄地や農地の荒廃を

防止し、災害発生を抑止に努めるため、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮する事業を実施します。

（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林作物の被害を防止し、安定的な農林産物の供給を行うため、有害鳥獣の駆除対策を実施します。

（森林の保全・整備）

間伐等による森林の保全・整備を推進するため、生産林としての民有林の活用促進を図るとともに、林道の維持・整備を実施します。

（地籍調査事業の推進）

各種農林業施策の円滑な実施のため、地籍調査事業を早期完了し、地籍の明確化を図ります。

（農業水利の確保）

ダムや農業用ため池等による農業用水の確保、配水等の適正管理を実施します。

【重要業績評価指標】

指標 (KPI)	現況値 (R2年度)	目標値 (R7年度)
有害鳥獣対策実施隊員数	90 人	95 人
イノシン捕獲頭数	1,850 頭	2,000 頭
私有林間伐面積	8.0ha	12.0ha
作業道整備	0 m	300m
農業維持支払い協定組織数	18 団体	20 団体
資源向上支払取組団体数	3 団体	5 団体
人・農地プランの実質化	30%	60%
新規就農者数	1 人	2 人
環境関連イベント等の開催数	0 回	1 回
認定農業者数	74 人	84 人
地籍調査進捗率	98%	100%

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（廃棄物処理体制の整備）

東日本大震災や令和元年東日本台風等の教訓を活かし、大規模地震や大規模水害等により、発生する大量の災害廃棄物の仮置き場の設置や分別・管理、廃棄物処理施設までの運搬及び処分を円滑に行うための体制づくりを推進します。

【重要業績評価指標】

指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
都市計画道路整備率	58.8%	59.7%
災害廃棄物仮置き場の確保	2箇所	4箇所
災害廃棄物処理計画の策定	0%	100%

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復興を支える技術者等の確保）

被災した建築物や宅地の復旧、上下水道施設の復旧、道路啓開や応急復旧等を支援する技術者や建設業者、団体等との協力協定の締結や技術者名簿作成等の協力体制の構築を進めます。

また、被災した建築物や宅地の危険度判定を速やかに実施するため、建築士等の危険度判定コーディネーターの育成を図ります。

（復興に関わる情報の収集・整理）

応急仮設住宅の整備が可能な公共用地等の把握や借上げにより、応急仮設住宅として供与する民間賃貸住宅や空き地等の情報収集やリスト作りを進めるとともに、円滑な借上げ方法の検討を進めます。

【重要業績評価指標】

指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
地籍調査進捗率	98%	100%
自主防災組織補助金交付事業利用団体数	60団体	65団体

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（コミュニティ力強化の支援）

災害発生時には、公助だけに頼らない身近なコミュニティである自治会や自主防災組織が中心となった取り組みが必要です。地域と連携した防災訓練の実施や日頃から地域活動への参加促進等地域の結束やコミュニティ力の強化を図ることが必要であり、地域単位での互助・共助の仕組みづくりやライフスタイルに適したコミュニティの形成を支援します。

（災害ボランティア活動の環境整備）

災害発生時に、速やかに支援活動を実施する災害ボランティアセンターを立上げられるよう社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターの養成やボランティア受入れ拠点の整備を実施します。

（文化財の保護）

文化財の所在調査・状況把握を進めながら文化財に対する防災意識の高揚を図るとともに、文化財所有者や関係機関等との連携を密にし、災害発生時には文化財を守る適切な取り組みを行える体制の構築を図ります。

（自然景観の保全）

雄大な蔵王連峰等の優れた自然景観を市内外に発信するとともに、地域の豊かな自然への愛着と地域活性化を図ります。

重要業績評価指標】

指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
ワークショップ・講座等の開催回数	0回	6回
地域の歴史文化を紹介する講演会の開催回数	3回	3回
自主防災組織補助金交付事業利用団体数	60団体	65団体
都市公園施設の整備	1箇所	35箇所
都市公園施設のバリアフリー化	3箇所	35箇所
総合防災訓練参加者数	3,687人	4,200人
防犯実働隊の隊員数	148人	165人

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（復旧・復興に必要な用地の確保）

発災時に円滑かつ迅速に応急仮設住宅建設に着手できるよう、プレハブ等の応急仮設住宅の建設候補地の確保に努めます。

（被災者支援体制の強化）

罹災証明書の発行や要支援者台帳（名簿）の管理、避難所ごとの備蓄品等の管理を行う被災者支援システムの整備を行う等、災害発生時における被災者ニーズに応じた迅速かつ効果的な支援を推進します。

（地籍調査事業成果の活用）

地籍調査事業を早期に完了し、その成果の利活用を図ることにより、迅速な復興計画策定を支援します。

（復興計画の策定）

大規模自然災害が発生した場合は、東日本大震災の経験や教訓も踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく復興計画策定に早期に着手し、「復興計画の期間」、「復興計画の目標」等、全体の復興方針を速やかに決定します。

【重要業績評価指標】		
指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
地籍調査進捗率	98%	100%

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

（行政による情報処理・発信体制の整備）

食の安全・安心を追求した農産物生産体制の充実を図り、産地ブランド力の向上を図るとともに、食の安全に関する消費者への情報提供や生産者との信頼関係の構築を図ります。

【重要業績評価指標】		
指標（KPI）	現況値（R2年度）	目標値（R7年度）
LINE、Facebook の友達フォロワー数	2,171 件	6,800 件

第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

1. 対応方策の重点化

以下では、25の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）のうち、特に重点的に対応すべき項目を選定し、それに対応する方策を「重点化プログラム」としました。

(1) 重点化の視点

各リスクシナリオの対応方策について、国・県の重点化プログラム選定視点、本市の「第六次白石市総合計画」との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化の視点を次のとおりとします。

- | |
|--|
| ① 市民の生命に関わるもの等、緊急性が高い事業 |
| ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業 |
| ③ 「第六次白石市総合計画」に定められた将来都市像との整合性・関連性の深い事業 |
| ④ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業 |

(2) 重点化すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の選定

25の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）のうち、上記（1）の視点に基づき重点化すべき10の項目を選定しました。

【重点化すべきリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		本市の重点化すべき 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による競争力の低下（サプライチェーン寸断等による地元企業の生産力低下）
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）・石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる供給及び機能停止
		6-2 上水道・汚水処理施設等の長期間にわたる供給及び機能停止

2. 計画の進捗管理

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、目標と情報の共有化のもと、全庁一丸となって推進をしていくことに加え、国・県、関係団体、民間事業者及び市民等との連携、協力体制の構築を図ります。

(2) 進捗状況の把握

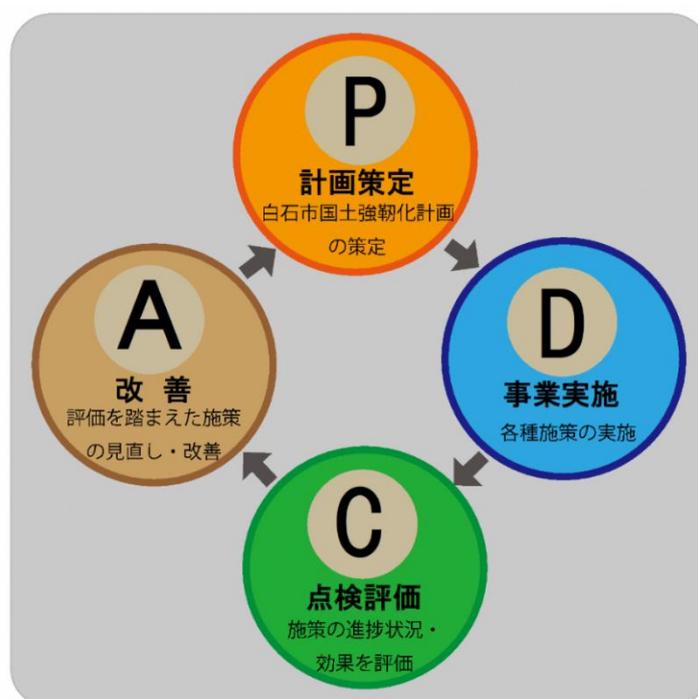
地域強靱化の取り組みを着実に推進するため、先に掲げた重要業績評価指標（KPI）等を活用して計画の達成状況を確認しつつ、PDCA サイクルに基づく進捗管理を実施します。

(3) 計画の見直し

本計画は、「第六次白石市総合計画」に定められた目指す将来像や様々な取り組みと整合を図りながら、市のあらゆる分野別計画の指針として位置づけられることから、関連する計画を見直す際には本計画との整合性を図るものとします。

従って、本計画は、「第六次白石市総合計画」の改定に合わせて計画内容の見直しを行うとともに、社会状況の変化や進捗状況の結果を踏まえ、PDCA サイクルを検証することにより、計画期間の途中でであっても必要に応じて見直しを行うものとします。

【PDCAサイクル】



〔別記1〕起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（公共施設の耐震化）

公共施設は、日常的に不特定多数の人々が集まる施設であることから、それ本来の機能を維持することが必要であり、日常的な機能の維持・管理・運営を実施することが必要です。

それとともに、災害時においては、これらの公共施設の倒壊や破損は、多数の死傷者を発生する恐れがあり、また、災害発生後に避難所や災害対策の拠点施設として利用されることから、耐震強性の強化等により、安全・安心に利用できることが必要です。

（住宅・民間建築物の耐震化）

住宅及び民間建築物は、生活や仕事等をする上で、快適で安全であることが求められますが、地震に対しては、倒壊しない強度を有することが、居住者や利用者の生命の安全を確保する上で必要です。そのため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、耐震改修工事の実施や啓発・情報提供等による耐震化の促進が必要です。

それとともに、今後、増加が予想される空家は、放置されることで、防災、防犯、環境、景観の阻害等、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがあることから、空家の適正管理・活用等の取り組みが必要です。

また、地震時に倒壊が想定されるブロック塀等の危険な組積造構造物への対応も必要です。

（消防体制の強化）

消防団は、地域における消防防災の要として活動しています。そのため、災害時に迅速に対応できるよう、その拠点となる消防団の災害対応力向上のため、消防ポンプ積載車車庫の整備や、消防ポンプ積載車・消防ポンプ・各種資機材の計画的更新、消防団員の研修・訓練、確保等が必要です。

（防災・危機管理体制の強化）

消防団の強化とともに、各地域に組織されている自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成等、地域の防災体制づくりが必要です。

そのため、地域住民、指定避難所となる施設職員、防災関係機関等と市職員が連携した総合防災訓練の実施、迅速かつ的確な避難行動と相互協力体制の確立、地域住民の防災意識の高揚と防災技術の習得等が必要です。

また、広域・近隣自治体等との災害時における相互応援協定や民間企業との物資等の供給に関する広域的な応援協定等の締結等が必要です。

市役所や行政機関が被災した場合、迅速な復旧を進め、活動が再開できる体制づくりが必要です。

（市街地の防災機能の強化）

市街地内の公園は、日常的な利用に加え、災害時、避難場所となることから、防災面を含めた多面的な機能を有していることが必要です。

また、道路は、災害時に緊急輸送路や避難路として、安心して通行できることが求められています。

（防災拠点機能の強化）

公共施設は、災害発生時避難所や災害対策の拠点施設として利用されることから、崩壊したりしない強靭さと、様々な災害時の対応に備えた設備の充実が必要です。

体育館等の大規模屋内施設等は、災害時に物資の集積や避難所等として活用されることから、耐震性や備蓄機能等の防災機能の充実が必要です。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（消防体制の強化）

消防団は、地域における消防防災の要として活動しています。そのため、災害時に迅速に対応できるよう、その拠点となる消防団の災害対応力向上のため、消防ポンプ積載車車庫の整備や、消防ポンプ積載車・消防ポンプ・各種資機材の計画的更新、消防団員の研修・訓練、確保等が必要です。

また、消防団の強化とともに、各地域に組織されている自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成等、地域の防災体制づくりが必要です。

そのため、地域住民、指定避難所となる施設職員、防災関係機関等と市職員が連携した総合防災訓練の実施、迅速かつ的確な避難行動と相互協力体制の確立、地域住民の防災意識の高揚と防災技術の習得等が必要です。

（火災予防対策の推進）

火災発生時において、地域住民の共同による初期消火活動や被災者救助のため、防災関係機関等と市職員が連携し、迅速かつ的確な行動と相互協力体制が実施できるよう、平常時、様々な想定のもとに防火訓練等を実施し、市民の火災対応力の向上を図ることが必要です。

また、市役所や行政機関が被災した場合、迅速な復旧を進め、活動が再開できる体制づくりが必要です。

（防災拠点機能の強化）

大規模火災発生時に、活動の中心となる防災センターや本庁舎等の公共施設の罹災や災害対応力の低下、避難所となる大規模屋内空間を有する公共施設等の焼失等を回避するため、耐火性能の向上や消火機能の向上を図ることにより、防災拠点としての機能の強化が必要です。

（延焼遮断のための公園・緑地の確保）

公園緑地は、市街地での火災の延焼防止機能を有することからその整備・充実が必要です。

1-3 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(総合的な浸水対策の推進)

浸水被害を軽減するため、河川の改修、ダム・ため池の崩壊防止、排水不良箇所の解消等とともに、水田の流出抑制機能の維持・保全が必要です。

(水防体制の充実)

浸水地域の人々の救助活動、搬送等に必要な人員の確保、機器の充実等が必要です。

(地域防災力の向上)

日常的に、市民に対する洪水に関する避難訓練の実施、水防知識の普及、水害対応力の向上等が必要です。

また、洪水発生の予報を早期に市民に周知を図るとともに、浸水前の早期避難や「自分たちのまちは自分たちで守る」助け合いによる地域の防災体制づくりが必要です。

(応援体制の整備)

大規模な水害発生に対し、平常時から広域的な応援協力体制づくりが必要です。

(水害警戒避難体制の整備)

平常時から市民に対し、安全な避難先や避難路等の周知が必要です。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

(土砂災害等の対策の推進)

宅地や道路等に面する急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所について急傾斜地崩壊対策事業の推進が必要です。

また、蔵王山噴火による降灰への対応も必要です。

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(大雪時の除雪、路面凍結防止の推進)

豪雪による市街地や集落の孤立防止、雪崩・路面凍結の発生による道路や河川の分断等の早期解除の体制づくりが必要です。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(避難所等での食料・物資の適切な備蓄と情報把握)

避難所等では、食料・飲料水、衛生対策用品等の備蓄が必要です。

また、各避難所での的確な収容人員や傷病者等の収容者情報を把握し、避難所へ食料・物資が確実に配布されるよう、伝達できる体制の構築が必要です。

（物資、エネルギー等の確保）

物資やエネルギーの備蓄とともに、事業者等と連携した災害発生時の燃料等の確保のための体制づくりが必要です。

なお、エネルギーについては、日常的に再生エネルギー等の確保事業を推進し、災害時の代替エネルギーの確保に努めることも重要です。

（ライフラインの強化）

大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、日常的な水道施設の耐震化・更新、電気・機械設備等の維持・更新が必要です。

（外部支援の受入れ体制の強化）

大規模自然災害の発災後、救援活動を行う外部組織ら人員や物資の支援を受入れる体制づくりが必要です。

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（消防団の強化）

地域における消防防災の要である消防団の機能強化が必要です。

（地域防災力の向上等の取り組み推進）

大規模自然災害時、市役所等の行政機関が被災等により、十分に対応できない場合、地域住民が一丸となって災害時に対応ができるよう、自主防災組織等の充実強化による地域防災力の向上が必要です。

（相互応援体制の整備）

大規模自然災害の発災後、県内外からの支援に対し円滑な対応を行うため、平常時から、他の自治体や関係機関等との連携強化を図り、必要に応じて訓練や研修等を実施することが必要です。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

（帰宅困難者対策の推進）

大規模自然災害の発生による帰宅困難者に対し、水・食料の供給や避難所、帰宅情報の提供等行う態勢づくりが必要です。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（災害時医療連携の推進）

平常時から、医療機関等との連携を図るとともに、姉妹都市や県内市町村等と連携した被災者への支援体制の構築を図ることが必要です。

また、市役所等の行政機関が被災した場合を想定し、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）の特定や業務執行体制及び対応手順等について平常時から検討しておくことが必要です。

（医療支援ルート途絶を回避するための対策）

医療物資運搬や緊急車両の活動を視野に入れた、主要道路網の整備・強化が必要です。

（医療関連エネルギーの供給体制の構築）

大規模自然災害による長期の電力供給停止に対応するため、医療機関等への石油等のエネルギーの優先的供給対策が必要です。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（感染症等予防対策）

被災地での疫病や感染症等の大規模発生を抑制するために、平常時から感染症の予防を図るとともに、災害廃棄物の早期処理体制の構築等、良好な被災地環境の創出体制づくりが必要です。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（良好な避難生活環境の維持・形成）

避難所での衛生環境を保つためには、衛生対策用品等の備蓄や災害廃棄物処理体制の構築等が必要です。

また、上下水道施設の破損・停電等による供給停止が引き起こす被災地環境の悪化を防止するため、平常時からこれら施設の耐震化や老朽化、応急復旧対策を促進することが必要です。

（避難所での衛生管理）

避難所となる公共施設等では、災害時、停電や衛生対策用品の備蓄の不足等による衛生環境の悪化を防止することが必要です。

（避難所運営体制の推進）

避難所運営は、避難者による自主運営を原則とすることから、平時から地域の避難所リーダーの育成や運営訓練等の実施が必要です。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（本庁舎等の災害対策の推進）

地震等により、本庁舎等の公共施設が使用不能になる事態を避けるため、耐震化や老朽化対策等を実施するとともに、非常用エネルギーの備蓄や代替エネルギーへの転換等日常的な取り組みが必要です。

また、災害時、避難所や他行政機関等との連絡が可能な通信体制づくりが必要です。

（庁内の災害対応体制の推進）

市役所や行政機関が被災した場合、迅速な復旧を進め、活動が再開できるよう、地域防災計画や災害時初動マニュアルをはじめとする各種危機管理マニュアル、業務継続計画（BCP）の整備・充実を図り、防災対応力の向上を図ることが必要です。

（相互応援体制の整備）

災害発生時に相互応援体制が迅速に実施できるよう、平常時から周辺市町村や防災関係機関等との連携強化が必要です。

（市役所の感染症対策）

市内での感染症発生により、市役所業務が停止する等の事態が起こらないように、市役所業務の縮小や停止に関する事前の対応策方策の検討が必要です。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

（多様な通信手段の確保）

災害時、避難所や他行政機関等との連絡が可能な多様な通信体制づくりが必要です。

（市民との通信手段の確保）

市民が容易に必要な情報を入手できるよう、情報通信機能の強化を図るとともに、市民と一体となった情報伝達体制の多重化を図ることが必要です。

（関係機関等との連携）

市及び県等の防災関係機関及び市内事業者等との連携により、非常時の迅速な対応が可能な体制の構築が必要です。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による競争力の低下（サプライチェーン寸断等による地元企業生産力低下）

（事業者における業務継続計画（BCP）の促進）

市内事業者の事業所がサプライチェーンの寸断等により、事業継続が困難な状況に陥った場合、重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定や、一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりが必要です。

（道路の防災機能の確保）

道路沿道建物等の倒壊や道路の崩壊・浸水等による道路網の遮断で、道路ネットワークが機能停止となる事態を回避するため、様々なリスクに対応する強靱で安全・安心な道路及び沿道の整備が必要です。

5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（道路ネットワークの整備・維持・管理）

市街地、農山村部、広域における道路の被災により、道路ネットワークが機能停止することのないよう、代替ルートを含めた道路の整備・維持・管理が必要です。

（道路の防災機能の確保）

道路沿道建物等の倒壊や道路の崩壊・浸水等による道路網の遮断で、道路ネットワークが機能停止となる事態を回避するため、様々なリスクに対応する強靱で安全・安心な道路及び沿道の整備が必要です。

（公共交通等事業者との連携）

公共交通運行事業者との連携により、公共交通手段の復旧情報の収集・伝達ができる体制づくりが必要です。

5-3 食料等の安定供給の停滞

（自助・共助による備蓄の促進）

備蓄倉庫や公共施設等での備蓄の推進とともに、市民及び事業者にも水・食料等の備蓄に努めてもらうよう、啓発や自主防災組織等との連携強化が必要です。

（物資備蓄の強化）

東日本大震災時の避難者数等を考慮し、非常用の備蓄品の常時備蓄体制構築が必要です。

（農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

平常時から農作物生産施設の整備や農道整備等の基盤整備が必要です。

（道路の防災機能の確保）

道路沿道建物等の倒壊や道路の崩壊・浸水等による道路網の遮断で、道路ネットワークが機能停止となる事態を回避するため、様々なリスクに対応する強靱で安全・安心な道路及び沿道の整備が必要です。

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）・石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる供給及び機能停止

（災害時の燃料等確保）

災害時に石油等の燃料が迅速かつ円滑に供給協力が得られるよう、宮城県との連携を図るとともに、市内のエネルギー供給事業者との協力要請や実効性の強化が必要です。

（再生可能エネルギー等の導入促進）

停電時の代替エネルギーとして活用を図れるよう、太陽光発電蓄電池整備等の促進が必要です。

6-2 上水道・汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（上下水道施設の耐震化及び長寿命化）

大規模自然災害時にあっても、必要最小限の水の供給が可能となるよう、上水道施設の計画的な耐震化及び長寿命化のための整備・維持・更新が必要です。

また、被災地の公衆衛生と公共用水域の水質維持をおこなうため、下水道施設の耐震化及び長寿命化のための整備・維持・更新が必要です。

（迅速な復旧体制の構築）

上下水道の被災に対しては、迅速な復旧を図るため、平常時から計画的な対応方策が必要です。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

（ダム、ため池の維持・改修・整備）

洪水調整機能や貯水機能等の多面的機能を有するダムや農業用ため池の長寿命化や適正な維持管理、ため池ハザードマップによる危機管理等により、災害発生の抑止に努めることが必要です。

（火山降灰対策）

蔵王山噴火による降灰の速やかな撤去と灰置き場の確保等が必要です。

（農林業施設等の機能維持対策等）

農作物生産施設や農道・林道の機能維持に必要な基盤整備を推進します。

7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（耕作放棄地の発生抑止）

農業地域の人口減少や高齢化、後継者不足等により、発生する耕作放棄地や農地の荒廃を防止し、農地の機能を維持することで、災害発生の抑止に努めることが必要です。

（鳥獣被害防止対策の推進）

安定的な農林産物の供給を行うため、鳥獣による農林作物の被害防止対策が必要です。

（森林の保全・整備）

森林の機能維持を図るため、間伐等の森林保全・整備が必要です。

（地籍調査事業成果の推進）

各種農林業施策の円滑な実施のためには、地籍の明確化が必要です。

（農業用水利の確保）

ダムや農業用ため池等による農業用水の確保、配水等の適正管理が必要です。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（廃棄物処理体制の整備）

東日本大震災や令和元年東日本台風等の教訓を活かし、大規模地震や大規模水害等により、発生する大量の災害廃棄物の仮置き場の設置や分別・管理、廃棄物処理施設までの運搬及び処分を円滑に行うための体制づくりを推進します。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復興を支える技術者等の確保）

被災地の復旧・復興のためには、土木・建築技術者や建設業者、団体等との協力が必要であり、災害発生に向けた平常時の協力体制の構築が必要です。

また、被災した建築物や宅地の危険度判定を速やかに実施する体制の整備も必要です。

（復興に関わる情報の収集・整理）

応急仮設住宅の整備が可能な公共用地等の把握や借上げにより、応急仮設住宅として供与する民間賃貸住宅や空き地等の情報収集やリスト作り、円滑な借上げ方法の検討等の体制づくりが必要です。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（コミュニティ力強化の支援）

災害発生時には、公助だけに頼らない身近なコミュニティである自治会や自主防災組織が中心となった取り組みが必要です。そのため日頃から地域の結束やコミュニティ力の強化の支援を図ることが必要です。

（災害ボランティア活動の環境整備）

災害発生時に速やかに支援活動を実施する災害ボランティアの受入れ体制の構築が必要です。

（文化財の保護）

文化財の所在調査・状況把握を進めながら文化財に対する防災意識の高揚を図るとともに、文化財所有者や関係機関等との連携を密にし、災害発生時には文化財を守る適切な取り組みを行える体制づくりが必要です。

（自然景観の保全）

市の有する自然景観等の優れた自然資源を市内外に発信するとともに、地域の豊かな自然への愛着心の育成は必要です。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（復旧・復興に必要な用地の確保）

発災時に円滑かつ迅速に応急仮設住宅建設に着手できるよう、プレハブ等の応急仮設住宅の建設候補地の確保が必要です。

（被災者支援体制の強化）

罹災証明書の発行や要支援者台帳（名簿）の管理、避難所ごとの備蓄品等の管理を行う被災者支援システムの整備を行う等、災害発生時における被災者ニーズに応じた迅速かつ効果的な支援の強化が必要です。

（地籍調査事業成果の活用）

円滑かつ迅速な復興を進めていくためには、地籍の利活用を図ることが必要です。

（復興計画の策定）

大規模自然災害が発生した場合、地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、早期に復興計画を策定し、速やかに全体の復興方針を決定する必要があります。

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

（行政による情報処理・発信体制の整備）

食品の産地ブランド力の向上を図るとともに、日常的な食の安全に関する消費者への情報提供や生産者との信頼関係の構築等を図る必要があります。

〔別記2〕 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 個別施策分野

1. 行政機能

《本庁舎等の防災拠点機能の強化・耐震化》1-1、1-2、3-1

本庁舎等の公共施設は、日常的に不特定多数の人が利用するとともに、災害時における避難所や災害対策の拠点施設として利用されることから、それら本来の機能の整備・充実を図るとともに、耐震化、不燃化等を実施していく必要があります。

《地域防災力の向上》1-1、1-2、1-3、2-2、2-6、3-1、5-3、8-2、8-3

地域住民による自助・共助の取り組みが大変重要です。そのため引き続き、地域一丸となった災害対応策を構築するため、消防団や自主防災組織の充実・強化や防災教育の推進等の取り組みを促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。

《消防力の充実・強化》1-1、1-2、1-3、1-5、2-2

地震や大規模火災、水害等の災害に的確に対応するため、消防団の災害対応力の向上、消防車両・装備・資機材の維持管理及び更新、消防水利、消防広域応援体制の強化等を図る必要があります。

《停電時における非常用発電設備、エネルギー等の確保》2-1、2-4、2-6、3-1、6-1

停電時にも消防活動の拠点となる消防署や医療機関、本庁舎等の公共施設機能を確保できる非常用発電設備の更新または機能強化を推進することが必要です。

生活・経済活動における重要施設においては、非常用発電機の整備や自立・分散型のエネルギーの導入等による非常時にも活用できる電源の確保を促進することが必要です。

また、災害時に不足する石油、LP ガス等の燃料が迅速かつ円滑に供給可能なように、石油事業者等との協力体制の構築が必要です。

《情報・通信環境の整備》1-3、2-1、2-6、3-1、3-2、4-1

災害時、多様な通信手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図ることが必要です。

特に、災害時に避難所として多数の被災者を受入れることとなる公共施設には、Wi-Fi 設備や、災害・防災等の情報、避難者の安否情報や支援情報等を速やかに収集・伝達できる通信環境を整備することが必要です。

また、消費者の誤認識や過剰反応等の風評被害を防ぐため、正確な情報収集と発信が必要です。

《防災・危機管理体制の強化》1-1、1-3、2-2、2-4、3-1、4-1、8-2

大規模自然災害により、市職員や施設が被災し、機能が大幅に低下することを避けるため、業務継続体制の構築や広域連携体制の構築が必要です。

また、民間企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定

し、一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを促進することが必要です。

広域・近隣自治体等との災害時における相互応援協定や民間企業との物資等の供給に関する広域的な応援協定等の締結等が必要です。

《備蓄の推進》2-1、2-3、2-6、5-3

防災拠点や避難所においては、災害時の非常用用水や飲料水の確保を図るとともに、平時から市民、事業所等の備蓄の協力が得られる体制づくりに努めることが必要です。

《被災者支援体制の強化》8-4

災害発生時における被災者ニーズ（罹災証明書の発行や避難所ごとの備蓄品等の管理等）に応じた迅速かつ効果的な支援の強化が必要です。

2. 住宅・都市・土地利用

《公共施設の防災機能の強化》1-1、1-2、1-3、2-1、2-3、2-6、8-3

公共施設は、災害時における避難所や防災拠点等として利用されることも多いことから、それに対応した機能の強化が必要です。

《住宅・民間建築物等の耐震化》1-1

住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、住宅及び民間特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物等）、ブロック塀等の耐震化を促進する必要があります。

また、大規模地震時に被害が生ずる恐れのある盛土造成地を調査し、市民への情報提供や宅地耐震化事業の推進、増加する空家への対策も必要です。

《上下水道の整備》2-1、2-6、6-2、8-2

大規模自然災害に襲われても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、管路の耐震化・更新、配水池等の施設の更新を進めることが必要です。

また、下水道施設の継続的かつ安定した汚水処理機能が確保できるように管渠施設の計画的な点検・調査を実施し、改築・修繕を行うことが必要です。

公共下水道、排水路等の排水不良箇所を平時から解消を図るとともに、応急復旧資材の確保や水道関連事業者との連携等が必要です。

3. 保健医療・福祉

《公的福祉施設の防災機能の強化》1-1

公的福祉施設等は、日常的に不特定多数の人が利用するとともに、災害時における避難所や災害対策の拠点施設として利用されることも多いことから、それら本来の機能の整備・充実を図るとともに、耐震化、不燃化等を実施していく必要があります。

4. 産業・農林業

《農林業生産環境の向上》1-3、1-4、1-5、5-1、5-2、5-3、7-1、7-2

農林業地域では、農業用水の確保や農林道や農業用施設等の基盤整備を推進するとともに、農林業生産者環境の向上を支援することが必要です。

また、農林業地の荒廃を防止するため、森林の保全・整備や有害鳥獣対策や災害被災農林事業者への支援が必要です。

5. 交通・物流・情報通信

《幹線道路網の整備・拡充》2-1、2-4、5-1、5-2、5-3、8-1

緊急輸送路、避難路、延焼遮断帯等の確保のため主要道路網の整備・強化や老朽化対策が必要で

《道路ネットワークの確保》2-1、2-4、5-1、5-2、5-3、8-1

市街地、農林業地域の生活道路ネットワークが分断されることのないように、平常時の維持・管理とともに、代替道路の整備が必要です。

《道路の安全通行の確保》1-1、1-5、2-1、2-4、5-1、5-2、5-3、8-1

震災等の災害時に、がけ崩れや橋梁の倒壊等による道路の閉塞、交通安全施設等の道路の附属物や街路樹による通行障害等が発生しないように、事前に要因を除去する等の点検・維持管理が必要です。

また、冬季は、積雪による道路の通行障害を除去するための機器や人員の確保が必要です。

《道路交通情報の発信》2-3、4-1、5-2

災害時における道路の被災状況やバス・電車等の運行情報、大雪時の積雪状況等の道路情報を適宜発信することが必要です。

6. 国土保全・環境

《河川、ダム等の維持・管理・保全》1-3、1-5、7-1、7-2

ダムや農業用ため池等の崩壊防止のため、これらの適正な維持・管理・保全が必要です。

《災害廃棄物処理体制の構築》2-5、8-1、8-4

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備することが必要です。

また、広域的な自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図ることが必要です。

《蔵王山噴火による降灰への対応》1-4、7-1

蔵王山が噴火した際、降灰の集積場の確保や除却対策が必要です。

7. 教育・文化

《教育施設等の耐震化、不燃化等》1-1、1-2、1-3、2-3、2-6、8-3

教育施設、スポーツ・文化施設等の公共施設は、それら本来の機能の維持管理が求められるとともに、児童・生徒や不特定多数の人が利用することから、災害時の安全確保や老朽化対策、耐震化、不燃化等を実施していく必要があります。

《地域文化資産の保全・継承》2-6、8-3

地域に有する様々な文化遺産を地域住民と一体となって保全・継承する地域環境づくりが必要です。

《地域コミュニティの構築》2-6、8-3

学校・社会教育施設は、災害時、避難施設として活用されるとともに、地域の人々に親しまれている施設であることから、平常時から地域コミュニティ醸成の場として活用されることも期待されます。

2. 横断的施策分野

1. 老朽化対策

《公共施設の老朽化対策》

公共施設は、不特定多数の人々が利用するとともに、災害時には避難所等として利用されることから、老朽化に伴う耐震性や耐火性等の性能の劣化を防ぐため、日常的な点検・維持・管理を進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく、長寿命化・大規模改修・建替え等を計画的に進める必要があります。

《都市基盤施設の老朽化対策》

道路や橋梁は、平常時の見回り等を行い、必要に応じて破損箇所の修復等を実施していますが、橋梁については、老朽化で耐用年限が過ぎたものから、架け替え等を進めていくことが必要です。

上下水道、排水施設等の老朽化した都市基盤施設が地震により、破損することのないよう、日常的な点検・維持・管理を進めるとともに、管渠や施設・機器の改修等を適宜進める必要があります。

《消防機器の老朽化対策》

消防ポンプ積載車・消防ポンプ・各種資機材に関しては、いつ何時でも使用可能なように維持・管理を行うとともに、耐用年限を見定めた計画的な入れ替え等を進める必要があります。

《備蓄品の入れ替え等》

水、食料、衛生対策用品等の災害用備蓄品に関しては、それぞれの使用可能年限に対応した入れ替えを実施する必要があります。

《情報・通信インフラ・機器の老朽化対策》

災害時、情報・通信インフラが途絶することのないよう維持・管理を行うとともに、必要に応じて老朽化した施設の改善を行う必要があります。また、常に新しい情報・通信システムや機器に関する新しい知識・情報を入手するとともに、広域的な情報や新規の情報収集に対応可能な体制を構築しておくことが必要です。

《ダム、ため池等の老朽化対策》

ダム、ため池等が老朽化し、周辺地域に洪水の被害をもたらすことのないよう、見守り、修復等が必要です。

2. リスクコミュニケーション

《市役所機能の維持・対応》

災害発生時、市役所機能の低下により、市民の救急・救助活動や復旧・復興活動に支障をきたすことのないよう、庁内の各担当部局において、重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定、それに基づく訓練や日常的な確認等を行い、市職員が持ち場において果たすべき役割の確認等が必要です。

《福祉・医療機能の維持・対応》

福祉施設や医療機関においては、災害発生時に、入所者や患者の安全の確保を図るための体制づくりや、重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定、それに基づく訓練や日常的な確認等を行い、施設職員それぞれが持ち場において果たすべき役割の確認等が必要です。

《消防・防災機関の大規模自然災害発生への対応》

平常時の緊急出動訓練等に加え、大規模自然災害に備えた広域機関等との連携による演習や訓練を行い、それぞれの役割分担や行動について、確認し合うことが必要です。

《地域防災力の維持》

消防団や地域住民が一体となって、地域の災害に対応する自助・共助の体制を構築するため、日頃の防災訓練等を通して、自分自身がどのような役割や行動をとるべきか等を話し合う機会を持つことが必要です。

《避難者の支援》

日頃から地域住民同士で自分たちの避難先や避難方法を確認し合うとともに、高齢者をはじめとする避難行動要支援者等の避難弱者の避難支援体制や避難所生活の要配慮事項等に

ついて自主防災組織活動等を通じ、確認し合う場を持つことが必要です。

《被災地の支援》

市内が被災した場合、被災地の復旧・復興に関し、ボランティア、建設事業者、企業等が協力してできること、支援の方法等を、平常時から話し合うことが必要です。

《情報・通信機能の維持》

大規模自然災害発生時、被災等で情報・通信機能が麻痺しても、地域における連携により、情報伝達ができる体制を構築するため、地域住民で話し合うことが重要です。

《地域コミュニティの維持》

地域の日常的な様々な交流機会を通じて、防災に関する情報交換や助け合いの方法、地域連携の方法等について、話し合えるコミュニティの維持が重要です。

〔別記3〕 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの主な事業

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（公共施設の耐震化）

事業名称	就学前教育・保育施設整備事業
事業概要	安全で快適な保育・教育環境の充実を図るため、老朽化した公立保育園・幼稚園は、今後のあり方を検討し、安心して子育てできる環境を整備
事業への取組状況	R1～2 1施設整備

事業名称	児童館運営事業
事業概要	児童の健全育成を図るため、安心して子育てできる環境を整備
事業への取組状況	安全に使い続けるための適切な維持管理・修繕

事業名称	学校施設安全対策事業
事業概要	学校施設の耐震化は100%実施済みであるが、今後も学校施設の安全点検を実施し、施設の長寿命化を図るとともに児童生徒の安全安心で適切な学びの環境を確保することを目的とする。
事業への取組状況	安全に使い続けるための適切な維持管理・修繕

事業名称	体育施設改修事業
事業概要	避難所となる体育施設の維持管理
事業への取組状況	体育施設に生じた損傷の復旧

（住宅・民間建築物の耐震化）

事業名称	木造住宅耐震改修工事助成事業
事業概要	木造住宅耐震診断助成事業で作成した「耐震改修計画」に基づき、耐震改修工事及び建替え工事を実施した場合に補助金を交付
事業への取組状況	H27：0件 H28：0件 H29：1件 H30：0件 R1：0件

事業名称	木造住宅耐震診断助成事業
事業概要	倒壊の危険性が高いとされている昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、「木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震診断及び「耐震改修計画」を作成
事業への取組状況	H27：4件 H28：2件 H29：3件 H30：2件 R1：1件

〔別記3〕起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの主な事業

事業名称	空家等対策事業
事業概要	「白石市空家等対策計画」に基づき、防災、防犯、衛生、景観等において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがある空家等の所有者の対応を進め、空家管理を促進
事業への取組状況	<解決件数> H27：4件　H28：3件　H29：5件　H30：13件　R1：7件

事業名称	危険ブロック塀等除却事業
事業概要	通学時の児童等、通行人の安全確保のため、通学路等に面した危険ブロック塀等を取り除く方に助成
事業への取組状況	H27：0件　H28：0件　H29：1件　H30：3件　R1：7件

（消防体制の強化）

事業名称	消防施設整備事業
事業概要	地域における消防防災の要である消防団の消防ポンプ積載車・消防ポンプ、各種資機材の定期的な更新 各地区に整備している防火水槽や消火栓の定期的な更新・修繕
事業への取組状況	消防ポンプ積載車・消防ポンプ、各種資機材の定期的な更新。また、防火水槽や消火栓の定期的な更新・修繕

事業名称	消防力強化推進事業
事業概要	地域における消防防災の要である消防団及び家庭における防火・防災意識の高揚等に取り組む婦人防火クラブが、火災や災害発生時に、地域リーダーとして、消火活動・防災活動等を実施
事業への取組状況	平常時・災害時を問わず、各地域で、住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている消防団及び婦人防火クラブが、日頃から火災予防、消防訓練、防災活動等を実施

事業名称	消防団充実強化
事業概要	地域における消防防災の要である消防団活動に必要となる、各種資機材の整備。また、消防ポンプ積載車、消防ポンプ、活動時における活動服等の定期的な更新
事業への取組状況	平常時・災害時を問わず、各地域で、住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている消防団が、日頃から火災予防、消防訓練、防災活動等を実施

事業名称	消防団活動拠点等整備
事業概要	地域における消防防災の要である消防団活動の拠点となる消防ポンプ積載車車庫や各種資機材を各班に整備
事業への取組状況	平常時・災害時を問わず、各地域で、住民の安心と安全を守る重要な役

	割を担っている消防団が、日頃から火災予防、消防訓練、防災活動等を実施
--	------------------------------------

（防災・危機管理体制の強化）

事業名称	自主防災組織補助金交付事業
事業概要	防災体制の確立と意識の高揚を図るため、各地域で設立された自主防災組織の運営に必要な防災対策用資機材等を整備
事業への取組状況	1団体2万円を上限とし、補助金を交付

事業名称	白石市総合防災訓練
事業概要	地域住民の防災意識の高揚と防災技術の習得を図るため、地域住民、市職員、指定避難所となる施設職員、防災関係機関等が訓練を実施し、迅速かつ的確な避難行動、相互協力体制を確立
事業への取組状況	市内全域の指定避難所で、避難訓練や避難所開設・運営訓練、防災関係機関等の講演や初期消火訓練、防災備蓄品活用訓練等、実践的な訓練を実施

事業名称	災害時応援協定締結事業
事業概要	姉妹都市である北海道登別市、神奈川県海老名市等、災害時における相互応援協定を各市町と締結。また、災害時における避難者への支援体制を構築するため、物資等の供給に関する協定等を民間企業と締結
事業への取組状況	毎年、姉妹都市と連絡会を開催し、防災体制を確認、災害時における支援内容等を確認。令和元年東日本台風時は、両市から応援職員が派遣。また、毎年、民間企業に総合防災訓練への参加要請を行い、連携を強化

事業名称	災害時初動マニュアル
事業概要	災害時に市役所等の行政機関が被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するため、業務の執行体制や対応手順をマニュアル化
事業への取組状況	定期的なマニュアルの見直しを行い、業務の執行体制や対応手順を所属ごとに確認

（市街地の防災機能の強化）

事業名称	公園施設維持管理委託事業
事業概要	公園施設の機能と安全性を維持するための維持管理
事業への取組状況	市内75箇所の公園等の維持管理

事業名称	公園施設長寿命化対策事業
事業概要	公園施設の機能と安全性を維持するための施設の撤去・更新。ただし、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえたうえで、補修が有効である場合は、補修を行い、施設を延命化
事業への取組状況	「公園施設長寿命化計画」の定期的見直し及び計画に基づく公園施設整備（公園施設長寿命化対策工事）

事業名称	交通安全施設設置工事
事業概要	安全な通行を確保するための交通安全施設を更新・設置
事業への取組状況	自治会等の要望により、カーブミラー、ガードレール等を設置 通学路や未就学児が日常的に集団で移動する道路の安全点検・点検結果により、事故発生箇所等の危険箇所への対策

（防災拠点機能の強化）

事業名称	文化体育活動センター（ホワイトキューブ）運営事業
事業概要	生涯学習の場として、スポーツ、音楽、演劇等の市民活動とともに、人・物・情報の「出会う場所」となる地域間交流の場。災害時は、指定避難所として、防災上の拠点施設として運営
事業への取組状況	災害時に備え、避難用物資の備蓄、非常時の電源設備等の強化

事業名称	防災公園整備事業(防災・安全交付金)
事業概要	(仮称) 白石中央スマートインターチェンジ周辺の広大な面積を活用し、災害時に道の駅と一体となって防災機能を発揮する公園の整備
事業への取組状況	防災公園と道の駅を一体的に捉えたPFI事業として整備

事業名称	道の駅整備事業（社会資本整備総合交付金）
事業概要	(仮称) 白石中央スマートインターチェンジ周辺に防災公園と一体となった道の駅を整備
事業への取組状況	防災公園と道の駅を一体的に捉えたPFI事業として整備

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【消防体制の強化】

- 消防施設整備事業（再掲） 1-1
- 消防力強化推進事業（再掲） 1-1
- 消防団活動拠点等整備（再掲） 1-1
- 自主防災組織補助金交付事業（再掲） 1-1
- 白石市総合防災訓練（再掲） 1-1
- 災害時初動マニュアル（再掲） 1-1

（防災拠点機能の強化）

事業名称	本庁舎機能の維持管理事業
事業概要	本庁舎建物及び設備の維持管理
事業への取組状況	建物及び消防設備や非常用電源設備を含めた設備の定期的な点検・整備 建物の清掃と不具合箇所の保全

- 体育施設改修事業（再掲） 1-1

（延焼遮断のための公園・緑地の確保）

- 公園施設維持管理委託事業（再掲）1-1
- 公園施設長寿命化対策事業（再掲）1-1

1-3 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（総合的な浸水対策の推進）

事業名称	河川浚渫事業
事業概要	河川を安全で良好な状態に保つため、流下断面を確保し、進行した河道内の堆積土砂を撤去
事業への取組状況	過去の浸水状況や住宅密集状況等から、対象区間を選定して浚渫
事業名称	ダム管理
事業概要	川原子ダムの適正な管理による農業用水の確保 貯水位運用による洪水調整機能の確保
事業への取組状況	ダムの多面的機能を周知し、管理体制を推進 治水協定に基づく洪水調整機能の確保

事業名称	農業用ため池管理
事業概要	農業用ため池の適正な維持管理やため池ハザードマップによる危機管理、老朽化しているため池の長寿命化
事業への取組状況	ため池ハザードマップの配布・周知 水利組合等維持管理団体との連絡体制の構築 県営ため池整備事業（三沢ため池）、県営ため池詳細調査 地震、大雨時の緊急点検の実施

事業名称	農業用施設の維持・整備
事業概要	農地荒廃を防止するため、農業用施設（農道・水利施設）を適正に維持・整備
事業への取組状況	「農業用施設個別施設計画（長寿命化）」を策定 施設の機能診断、補修検討、補修・整備の実施

事業名称	下水道事業計画に基づく雨水対策事業
事業概要	雨水関連各種計画の作成、設計及び工事
事業への取組状況	雨水関連各種計画を策定し、内水浸水リスクマネジメントを推進する

（水防体制の充実）

事業名称	水防資機材の整備
事業概要	水害時に必要となる砂等の原材料を、災害時に各地区の拠点となる公民館に配備。また、水防活動に必要な土のう袋やコンテナパック等の消耗品の備蓄
事業への取組状況	土のう用原材料（砂）及び土のう袋の配備（中央公民館、越河公民館、

	斎川公民館、大平公民館、大鷹沢公民館、白川公民館、福岡公民館、深谷公民館、小原公民館)
--	---

- 消防団活動拠点等整備（再掲）1-1
- 消防団充実強化（再掲）1-1

（地域防災力の向上）

事業名称	災害時情報伝達事業
事業概要	避難所の防災機能強化のため、防災行政無線を配備し、災害時は、被害状況を確認。また、各避難所や各消防団詰所に発電機を設置し、停電時は、被害状況等の情報を収集。さらに、Jアラートと連携した登録制メール(しろいし安心メール)やSNS、市ホームページを活用し、情報を伝達
事業への取組状況	防災行政無線の全避難所への配備とデジタル化（IP対応） Jアラート、しろいし安心メール、防災行政無線の整備及び保守業務委託

- 災害時初動マニュアル（再掲）1-1
- 自主防災組織補助金交付事業（再掲）1-1
- 白石市総合防災訓練（再掲）1-1

（応援体制の整備）

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1

（水害警戒避難体制の整備）

- 文化体育活動センター（ホワイトキューブ）運営事業（再掲）1-1
- 体育施設改修事業（再掲）1-1

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（土砂災害等の対策の推進）

事業名称	林道の維持・整備
事業概要	林業用施設（林道等）の適正な維持管理や整備を行い、災害時の迂回路確保や森林施業を向上し、山地荒廃を防止
事業への取組状況	「林道施設個別施設計画（長寿命化）」の策定 施設の点検、補修検討、補修・整備の実施

事業名称	「蔵王山噴火による降灰対応計画」
事業概要	蔵王山が噴火した場合に速やかに道路の降灰撤去を行い、通行を確保
事業への取組状況	「蔵王山噴火による降灰対応計画」に基づき、撤去体制を確保 灰置き場の確保

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

（大雪時の除雪、路面凍結防止の推進）

事業名称	道路除雪事業
------	--------

事業概要	冬期の交通確保のため、毎年、12月から3月までを除雪体制期間とし、「除雪計画」に基づき、除雪作業を実施 市内幹線道路を中心に10cm以上の積雪があった場合に除雪
事業への取組状況	除雪作業を実施し、通勤、通学の通行を確保

事業名称	道路除雪機械更新事業
事業概要	「除雪計画」に基づき、除雪直営作業用の機械を更新。更新時には、道路現況や住民ニーズに対応した機械を選定
事業への取組状況	除雪作業の適正な実施のため、機械のメンテナンスを実施

- 水防資機材の整備（再掲）1-3
- 農業用施設の維持・整備（再掲）1-3
- 林道の維持・整備（再掲）1-4
- ダム管理（再掲）1-3
- 河川浚渫事業（再掲）1-3

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（避難所等での食料・物資の適切な備蓄と情報把握）

- 災害時情報伝達事業（再掲）1-3

（物資、エネルギー等の確保）

事業名称	非常用物資等備蓄事業
事業概要	避難所における防災機能の強化を図るため、水及び食料等の備蓄を進め、防災備蓄品を充実
事業への取組状況	避難所における水、食料を含めた防災備蓄品の整備

事業名称	停電時エネルギー確保事業
事業概要	避難所における防災機能の強化を図るため、対策本部となる防災センターに、LPガスによる非常用自家発電装置を整備。また、本庁舎や避難所となる公民館には、LPガス及び太陽光発電装置を整備。さらに、避難所となる公民館や小中学校、消防団各分団各班に発電機を整備し、停電時における電力を確保
事業への取組状況	各避難所等に発電装置を整備 各避難所等に発電機を設置 LPガス非常用発電装置の保守業務（防災センター、白川公民館、小原公民館）

事業名称	停電時再生エネルギー等確保対策事業
------	-------------------

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○中央公民館（東地区本部及び避難所） ・非常用発電施設の整備 ・再生可能エネルギー（太陽光発電）蓄電池の整備 ○各地区公民館（地区本部及び避難所） ・再生可能エネルギー（太陽光発電）システムの整備 ・災害バルク・LP ガス発電システムの整備
事業への取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○中央公民館（東地区本部及び避難所） ・非常用発電設備の設置 ・再生可能エネルギー用蓄電池の設置 ○地区公民館（地区本部及び避難所） ・再生可能エネルギー（太陽光発電）設備の設置（6館） ・災害バルク・LP ガス発電機の設置（2館）
事業名称	災害時の燃料等確保対策事業
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における燃料の確保・手配 災害時における連絡機材の提供協力に関する協定 協定書第6条に基づく電力優先復旧の依頼 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 物資等の輸送車両の確保
事業への取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 災害時初動マニュアルに基づく各種協定事業者の定期的な確認 災害を想定した防災訓練の実施（年1回）

（ライフラインの強化）

事業名称	水道施設の耐震化の推進
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 水道管路の耐震化 水道施設の耐震化 耐震水道管路の整備
事業への取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性能を有しない管路の耐震管への更新 耐震性能を有しない配水池の廃止 SIC 周辺防災拠点等への耐震管路整備

事業名称	水道関連事業者との連携強化
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 給水拠点への給水 管路の緊急修繕
事業への取組状況	日本水道協会、仙南広域受水団及び白石市管工事業協同組合等と災害時協定の締結

事業名称	下水道施設の長寿命化及び耐震化の推進
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 下水道及び農業集落排水施設管路の耐震化 下水道及び農業集落排水施設の耐震化 耐震下水道管渠の整備 農業集落排水を公共下水道へ統合

事業への取組状況	老朽化した下水道蓋の更新 マンホールポンプの更新 SIC 周辺防災拠点等への耐震管渠整備 処理場被災リスク低減を目的とし、農業集落排水を公共下水道へ統合するための計画・工事实施
----------	---

事業名称	社会資本整備総合交付金事業
事業概要	【市道側道東9号線ほか1路線道路改良事業】 地域住民の安全・安心の確保と通行車両や歩行者の安全な通行を確保するため、国道4号と越河平字山道地区を結ぶ生活道路として利用されている、現況幅員が狭隘で緊急車両の通行に支障を来している現道を拡幅整備 計画延長 L=600m、幅員 W=5.0m
事業への取組状況	令和2年度 測量設計 令和3年度～工事着手

事業名称	社会資本整備総合交付金事業
事業概要	【(仮称) 白石中央工業団地線ほか3路線道路整備事業】 市道(仮称)白石工業団地線ほか3路線は、今後整備予定の白石中央スマートインターチェンジのアクセス道路として、白石市の基幹産業である製造業を支援し、高速道路を活用した観光産業の活性化を目的に整備。 計画延長 L=2.0 km、幅員 W=8.5～12.5m
事業への取組状況	令和3年度～令和4年度 測量設計・用地買収 令和5年度～工事着手

事業名称	循環社会形成推進交付金事業(浄化槽)
事業概要	下水道及び農業集落排水区域外における個別処理(合併処理浄化槽)適正設置の推進ため浄化槽設置整備事業を実施
事業への取組状況	合併処理浄化槽設置者への補助金交付

(外部支援の受入れ体制の強化)

- 公園施設維持管理委託事業(再掲) 1-1
- 公園施設長寿命化対策事業(再掲) 1-1
- 文化体育活動センター(ホワイトキューブ)運営事業(再掲) 1-1

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(消防団の強化)

事業名称	白石市消防団協力事業所表示制度
事業概要	白石市消防団に積極的に協力している事業所またはその他の団体を、消防

	団協力事業所として認定し、地域の消防防災力を強化
事業への取組状況	白石市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、認定及び表示証を交付

- 消防団活動拠点等整備（再掲）1-1
- 消防団充実強化（再掲）1-1

（地域防災力の向上）

- 災害時初動マニュアル（再掲）1-1
- 自主防災組織補助金交付事業（再掲）1-1
- 白石市総合防災訓練（再掲）1-1

（相互応援体制の整備）

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

（帰宅困難者対策の推進）

事業名称	市民バス運行管理事業、乗合タクシー運行事業
事業概要	○市民バス（令和5年度） ・運行路線 9路線（越河線、白角線、大張線、福岡線、大網線、三本木線、白川線、小原線、循環便） ・運行日数 大網線 49日、循環便 258日、その他の路線 243日 ○乗合タクシー（令和5年度） ・運行路線 2路線（緑ヶ丘線、小久保平線） ・運行日数 緑ヶ丘線 244日、小久保平線 26日
事業への取組状況	地区住民との意見交換や乗降調査等により、利用者のニーズを把握。運行委託先の株式会社ミヤコーバスと連携し、利便性の向上や老朽化する車両を更新

- 非常用物資等備蓄事業（再掲）2-1
- 文化体育活動センター（ホワイトキューブ）運営事業（再掲）1-1
- 体育施設改修事業（再掲）1-1

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（災害時医療連携の推進）

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1
- 災害時初動マニュアル（再掲）1-1

（医療支援ルート途絶を回避するための対策）

事業名称	防災・安全社会資本整備交付金（街路）事業
事業概要	「通学路交通安全プログラム」に基づく点検結果を踏まえて公表された、危険箇所の安全対策を行うため、市街地を南北に縦断し、主要幹線

〔別記3〕起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの主な事業

	道路の国道113号と環状道路である沖の沢郡山線を結ぶ、南北交通軸の重要幹線道路を整備
事業への取組状況	市内交通ネットワークを構成する幹線道路の整備 近隣に位置する小中学校指定通学路の通学児童等の安全を確保

事業名称	SICアクセス事業
事業概要	「(仮称)白石中央スマートインターチェンジ」の整備
事業への取組状況	「(仮称)白石中央スマートインターチェンジ」が国から新規事業箇所に採択され、早期完成に向け、事業主体の東日本高速道路株式会社東北支社と市が、基本協定書及び工事細目協定書を締結し、測量設計、用地買収、土工工事、舗装工事を計画的に一体整備

事業名称	道路メンテナンス事業
事業概要	「白石市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の修繕・架け替え、適切な維持管理を継続的に行い、地域道路ネットワークの安全性・信頼性を確保
事業への取組状況	橋梁定期点検及び長寿命化修繕計画の策定、橋梁修繕工事を実施

事業名称	社会資本整備総合交付金（街路）事業
事業概要	鉄道駅へのアクセス性向上、都市内交通の円滑化、歩行者等の安全性の向上を図るため、市街地中心部を縦断しJR白石駅に接続する南北交通軸の重要幹線道路を整備 「白石沖西堀線街路事業」R6～R10 総事業費3億円
事業への取組状況	市内交通ネットワークを構成する幹線道路の整備 歩道を設置し歩行者等の安全を確保

事業名称	無電柱化推進計画事業
事業概要	防災機能の強化・向上、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化が必要な道路において無電柱化を推進。 無電柱化により白石市の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進する
事業への取組状況	白石市無電柱化推進計画を策定し、本市における無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めている

●社会資本整備総合交付金事業（再掲）2-1

（医療関連エネルギーの供給体制の構築）

事業名称	農山漁村地域整備交付金事業
事業概要	【林道入山線ほか2路線橋梁修繕事業】 安全で円滑な交通を確保するため、令和元年度に実施した林道橋定期点検業務で、橋梁の健全性がⅢ判定（早期措置段階）と確認された林道橋を修繕

	<ul style="list-style-type: none"> ・林道入山線「無名橋6」 ・林道坪家線「無名橋2」 ・林道黒森線「黒森橋」 ・林道黒森線「無名橋3」
事業への取組状況	令和3年度～ 橋梁修繕事業に着手する予定

- 災害時の燃料等確保対策事業（再掲）2-1

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（感染症等予防対策）

事業名称	災害廃棄物の処理
事業概要	地震や水害による片付けごみ、家屋解体で発生する廃棄物を処理するため、仮置き場の設置及び誘導・管理。また、分別、廃棄物処理施設までの運搬・処分
事業への取組状況	東日本大震災と令和元年東日本台風に対応するため、発生した災害廃棄物を処理

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（良好な避難生活環境の維持・形成）

事業名称	計画的な応急復旧資材の確保
事業概要	水道施設の応急復旧資材の確保 応急給水に必要な備品の確保 下水道施設の応急復旧資材の確保
事業への取組状況	災害時の漏水等に対応できる補修材料の備蓄 災害時の臨時給水所開設に必要な備品の確保

- 下水道施設の長寿命化及び耐震化の推進（再掲）2-1
- 水道施設の耐震化の推進（再掲）2-1
- 水道関連事業者との連携強化（再掲）2-1
- 停電時再生エネルギー等確保対策事業（再掲）2-1

（避難所での衛生管理）

- 非常用物資等備蓄事業（再掲）2-1
- 文化体育活動センター（ホワイトキューブ）運営事業（再掲）1-1
- 体育施設改修事業（再掲）1-1

（避難所運営体制の推進）

事業名称	地域コミュニティ構築事業
事業概要	地域のコミュニティ環境を整備し、災害時の対応能力を向上

事業への取組状況	各地区公民館が各地区の協議会に運営を委託
----------	----------------------

- 白石市総合防災訓練（再掲）1-1
- 災害時情報伝達事業（再掲）1-3

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（本庁舎等の災害対策の推進）

事業名称	MCA無線の整備
事業概要	災害時において対策本部となる防災センターと各避難所や消防団を結ぶため、MCA無線を整備。デジタル化及び携帯電話回線が利用できるIP化を図ることで、災害時には、中継局、携帯電話回線として利用
事業への取組状況	防災行政無線（アナログ）をMCA無線に変更し、66局から76局に増設。各避難所等に加え、消防団に配備

- 本庁舎機能の維持管理事業（再掲）1-2
- 停電時再生エネルギー等確保対策事業（再掲）2-1

（庁内の災害対応体制の推進）

事業名称	「白石市業務継続計画」
事業概要	災害時に市役所等の行政機関が被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定める計画を策定
事業への取組状況	「業務継続計画」の特に重要な6要素（①首長不在時の明確な代行順位及び市職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理）を、「地域防災計画」や「各種災害対応マニュアル」で定義

- 白石市総合防災訓練（再掲）1-1
- 災害時初動マニュアル（再掲）1-1

（相互応援体制の整備）

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1

（相互応援体制の整備）

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1

（市役所の感染症対策）

事業名称	「白石市新型インフルエンザ等業務継続計画」
------	-----------------------

事業概要	新型インフルエンザ等が市内で発生した場合に、市民への感染リスクを減らすため、市役所業務は、必要最低限の機能を除き、感染拡大の可能性がなくなるまで原則停止となるが、市民生活を支えるために継続が必要な業務の継続方針を定義
事業への取組状況	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合の各課の対応について、A～Dの4つに分類。</p> <p>A：従来どおり、継続しなければならない事務事業</p> <p>B：取扱方法を変更する。または、通常の業務を縮小して対応できる事務事業</p> <p>C：中断及び中止する事務事業</p> <p>D：使用中止施設</p>

4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

（多様な通信手段の確保）

- MCA 無線の整備（再掲）3-1
- 災害時情報伝達事業（再掲）1-3

（市民との通信手段の確保）

事業名称	災害時優先電話の管理・周知
事業概要	災害時の優先電話の確保、避難所開設時の通信手段を確保するため、各避難所にアナログ電話回線を整備
事業への取組状況	各避難所（公民館、小中学校）にアナログ回線、アナログ電話機を整備
事業名称	災害時におけるホームページ・SNSによる情報発信事業
事業概要	災害時に各所属において、迅速にホームページに災害関連情報を掲載・更新し、市民に正確な情報を提供。また、LINE や Facebook 等の SNS を活用し、プッシュ型の情報を提供
事業への取組状況	市民にわかりやすく情報を提供するため、市ホームページトップ画面に専用バナーを設置。令和元年東日本台風に関する災害情報や被災者支援情報、新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信。また、市民にいち早く情報を提供するため、新型コロナウイルス感染症の拡大による本市独自の支援策や大雨による通行止め路線等の情報を、LINE や Facebook で迅速に発信

（関係機関等との連携）

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

（事業者における業務継続計画（BCP）の促進）

事業名称	被災事業者活動の継続支援
事業概要	事業活動継続への支援を図るため、市内企業の被害状況を把握し、公共交通やライフライン、各種支援制度の情報を提供
事業への取組状況	空き事業用物件等の情報収集

（道路の防災機能の確保）

事業名称	防災・安全社会資本整備交付金事業
事業概要	【市道川原子線ほか2路線災害防除事業】 通行車両や歩行者の安全な通行を確保するため、豪雨等の影響で法面が崩落し、法面保護の必要性が生じている危険箇所の災害防除施設を整備 ・市道川原子線、市道鎌先1号線、市道湯元線
事業への取組状況	災害防除施設整備に係る調査測量設計及び法面对策工事を実施予定

5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（道路ネットワークの整備・維持・管理）

- 防災・安全社会資本整備交付金事業（再掲）5-1
- 林道の維持・整備（再掲）1-4
- 農山漁村地域整備交付金事業（再掲）2-4
- SIC アクセス事業（再掲）2-4
- 道路メンテナンス事業（再掲）2-4
- 社会資本整備総合交付金事業（再掲）2-1

（道路の防災機能の確保）

- 交通安全施設設置工事（再掲）1-1

（公共交通等事業者との連携）

- 市民バス運行管理事業、乗合タクシー運行事業（再掲）2-3

5-3 食料等の安定供給の停滞

（自助・共助による備蓄の促進）

- 自主防災組織補助金交付事業（再掲）1-1

（物資備蓄の強化）

- 非常用物資等備蓄事業（再掲）1-1

（農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 農業用施設の維持・整備（再掲） 1-3

（道路の防災機能の確保）

- 防災・安全社会資本整備交付金事業（再掲） 5-1

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

（災害時の燃料等確保）

- 災害時の燃料等確保対策事業（再掲） 2-1

（再生可能エネルギー等の導入促進）

- 停電時再生エネルギー等確保対策事業（再掲） 2-1

（自助・共助による備蓄の促進）

- 自主防災組織補助金交付事業（再掲） 1-1

6-2 上水道・污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（上下水道施設の耐震化及び長寿命化）

- 下水道施設の長寿命化及び耐震化の推進（再掲） 2-1
- 水道施設の耐震化の推進（再掲） 2-1

（迅速な復旧体制の構築）

- 計画的な応急復旧資材の確保（再掲） 2-6

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

（ダム、ため池の維持・改修・整備）

- 農業用ため池管理（再掲） 1-3
- ダム管理（再掲） 1-3

（火山降灰対策）

- 蔵王山噴火による降灰対応計画（再掲） 1-4

（農林業施設等の機能維持対策等）

- 農業用施設の維持・整備（再掲） 1-3
- 林道の維持・整備（再掲） 1-4

7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（耕作放棄地の発生抑止）

事業名称	多面的機能支払交付金交付事業
事業概要	農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の維持・発揮を図るため、活動組織が共同で行う農地・水路・農道等の地域資源の保全管理に、交付金を交付 ○「農地維持支払」活動組織の集落内の農地・水路・農道法面の草刈り、泥上げ等、基礎的な維持作業による保全活動等の共同作業を支援 ○「資源向上支払」上記の「農地維持支払」に付加して、地域住民を含んだ活動組織が取り組む水路・農道等の軽微な補修、植栽による景観形成等の農村環境及び地域資源の良好な保全のための活動を支援
事業への取組状況	農業・農村の維持・保全を推進するため、農道・用排水路の草刈りや軽微な維持補修により、災害発生時の避難経路の多系統化、雨水の良好な排水機能を確保。また、水田に雨水を一時貯留することで浸水被害を軽減

- 農業用施設の維持・整備（再掲）1-3

（鳥獣被害防止対策の推進）

事業名称	有害鳥獣対策事業
事業概要	農林産物へ被害をもたらす鳥獣の捕獲 安定的な農林産物の確保 イノシシを捕獲することによる直接的被害の防止
事業への取組状況	獣道へのワナの仕掛けによる鳥獣の捕獲 散弾銃やライフルによる鳥獣の捕獲

（森林の保全・整備）

事業名称	森林経営管理推進事業
事業概要	私有林の間伐等による整備 地域私有林の整備意欲の向上
事業への取組状況	森林整備の意向調査 効果的な森林集積の検討

- 林道の維持・整備（再掲）1-4

（農業用水利の確保）

- 農業用ため池管理（再掲）1-3
- ダム管理（再掲）1-3

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（廃棄物処理体制の整備）

- 防災・安全社会資本整備交付金事業（再掲）5-1
- 災害廃棄物の処理（再掲）2-5

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復興を支える技術者等の確保）

- 災害時応援協定締結事業（再掲）1-1
- 水道関連事業者との連携強化（再掲）2-1
- 白石市消防団協力事業所表示制度（再掲）2-2

（復興に関わる情報の収集・整理）

事業名称	地籍調査事業
事業概要	地籍調査の成果は、公共事業の円滑化、災害の復旧等に役立ち、また、公平な課税等も可能のため、国土調査法に基づき、一筆毎の土地所有者、境界等を調査・測量し、登記簿や地図を整備
事業への取組状況	昭和55年度から開始した事業は令和4年度で完了 白石市総面積286.48km ² のうち224.87km ² を実施

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（コミュニティ強化の支援）

- 地域コミュニティ構築事業（再掲）2-6

（災害ボランティア活動の環境整備）

- 白石市総合防災訓練（再掲）1-1
- 自主防災組織補助金交付事業（再掲）1-1

（文化財の保護）

事業名称	無形文化財の保護継承
事業概要	災害時や地域コミュニティの変化で、無形文化財の担い手である継承組織の活動停滞を防ぐため、継承組織を把握・支援
事業への取組状況	無形文化財継承組織の構成メンバーの再確認等

事業名称	文化財の豪雨対策
事業概要	豪雨災害に備えて、市内の浸水、土砂崩れの可能性がある箇所が存在する文化財を把握するための基礎調査
事業への取組状況	市内の文化財の所在を把握

事業名称	文化財の防火対策
事業概要	火災に備えて、市内の文化財建造物の焼失を防止するため、警備機器を点検。また、文化財建造物で消火訓練を実施
事業への取組状況	防火意識向上のため、文化財防火デーに合わせ、消火訓練を実施

事業名称	文化財の耐震化
事業概要	地震災害に備えた、文化財の転倒・倒壊防止策や耐震補強等

事業への取組状況	展示活動は、文化財が転倒しないよう対策を講じた上でを行い、大型の文化財は、状況を確認し、今後の転倒・倒壊の防止や耐震補強の要否を判断
----------	--

事業名称	被災文化財の応急修理
事業概要	被災した文化財の消失、劣化、散逸を防止するため、被災した文化財の対処方法、協力体制を構築
事業への取組状況	被災した文化財の対処・保存方法の事例を収集し、協力体制を整備

事業名称	文化財保護事業
事業概要	災害で滅失・散逸する可能性が高い文化財は、災害発生前にその所在を把握して記録。災害後は、文化財の損害の有無を確認し、資料レスキュー事業のもととなる基礎調査を実施
事業への取組状況	平成16年度から市内外の白石市関連文化財の継続的な所在調査を実施。東日本大震災後は、解体する住宅から多くの文化財をレスキュー

（自然景観の保全）

- 公園施設維持管理委託事業（再掲）1-1
- 公園施設長寿命化対策事業（再掲）1-1

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（復旧・復興に必要な用地の確保）

- 地籍調査事業（再掲）8-1
- 災害廃棄物の処理（再掲）2-5

（被災者支援体制の強化）

事業名称	被災者支援システム事業
事業概要	災害発生時の被災者ニーズに応じて、迅速かつ効果的に支援を行うため、罹災証明書の発行や要支援者台帳（名簿）の管理、避難所ごとの備蓄品等の管理を行う被災者支援システムを整備
事業への取組状況	被災者支援システムの整備

（復興計画の策定）

- 災害時初動マニュアル（再掲）1-1

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

（行政による情報処理・発信体制の整備）

- 災害時におけるホームページ・SNSによる情報発信事業（再掲）4-1